

**第8期
匝瑳市高齢者福祉計画
介護保険事業計画**

そうさスマイルシニアプラン

計画期間【令和3年度～令和5年度】

《案》

*** R2年10月 ***

匝瑳市

(表紙裏)

あいさつ文

(あいさつ文裏)

もくじ

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨と背景	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	4
第2節 計画の性格と位置づけ	6
1 根拠法令等	6
2 関連計画との関係	6
3 計画の期間	7
第3節 計画の策定体制	8
1 介護保険運営協議会による検討	8
2 計画策定への市民参加	8
3 パブリックコメントの実施	8
第2章 匠瑳市の高齢者等の現状	9
第1節 人口と世帯の状況	11
1 人口動態	11
2 人口構成	12
3 高齢者のいる世帯の状況	13
第2節 介護保険事業の状況	14
1 被保険者数の推移	14
2 要支援・要介護認定者数の推移	14
3 調整済み認定率の比較	16
4 認知症高齢者の推移	17
5 介護給付費の推移	18
6 受給者数・受給率の推移	19
第3節 調査からみる匠瑳市の現状	21
1 調査概要	21
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	22
3 在宅介護実態調査	28
第4節 高齢者を取り巻く主な課題	32
1 介護予防・重度化防止	32
2 社会参加・生きがいづくり	32
3 地域での支え合い・助け合い	32
4 在宅生活の継続	33
5 介護者の負担軽減	33
第5節 第7期計画の総括	34
1 地域包括ケアシステムの構築	34

2	介護予防の推進と高齢者の生きがいつくり	34
3	高齢者を見守るまちづくり	35
4	介護保険サービスの充実	35
第3章 計画の基本的な考え方		37
第1節	計画の基本理念	39
第2節	計画の基本目標	40
1	自立した生活を支える地域づくり	40
2	介護予防の推進と高齢者の生きがいつくり	40
3	高齢者を見守るまちづくり	40
4	介護保険サービスの充実	40
第3節	施策体系	41
第4節	日常生活圏域の設定	42
第5節	将来推計	43
1	推計人口	43
2	高齢者人口の推計	44
3	要支援・要介護認定者の推計	45
4	認知症高齢者の推計	46
第4章 高齢者福祉施策の推進		47
第1節	自立した生活を支える地域づくり	49
1	在宅医療と介護連携の推進	49
2	関係機関との連携強化	50
3	生活支援体制整備の推進	51
第2節	介護予防の推進と高齢者の生きがいつくり	52
1	介護予防・生活支援サービス事業の充実	52
2	適切な介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント	53
3	一般介護予防事業の充実	54
4	高齢者への生活支援の充実	55
5	介護家族に対する支援の充実	57
6	社会参加の促進	58
7	生きがいつくりの推進	58
第3節	高齢者を見守るまちづくり	60
1	高齢者虐待の防止等高齢者の権利擁護の推進	60
2	認知症施策の推進	61
3	成年後見制度の周知と利用促進	62
4	一人暮らし高齢者を見守る仕組みづくり	63
5	安心・安全対策の推進	64
6	匝瑳市版生涯活躍のまちの推進	66

第4節 介護保険サービスの充実.....	67
1 介護保険サービス提供基盤の充実.....	67
2 介護支援専門員へのサポートの充実.....	69
3 介護人材の育成・確保.....	69
4 低所得者への負担軽減.....	70
5 介護給付等費用の適正化.....	70
第5章 介護保険事業の推進.....	73
第1節 推計の手順.....	75
1 地域包括ケア「見える化」システムによる将来推計.....	75
2 被保険者数の推計.....	76
3 要支援・要介護認定者数の推計.....	76
第2節 介護サービス給付の推移と見込み.....	77
1 介護保険で利用できるサービス.....	77
2 居宅サービスの実績と見込み.....	78
3 地域密着型サービスの実績と見込み.....	82
4 施設サービスの実績と見込み.....	85
第3節 地域支援事業の事業内容.....	87
第4節 第8期計画の介護事業費の見込みと保険料.....	88
1 標準給付費見込額.....	88
2 地域支援事業費見込額.....	88
3 第1号被保険者の保険料.....	88
4 第8期計画における第1号被保険者の保険料算出の流れ.....	88
第6章 計画の推進.....	89
第1節 計画の推進体制.....	91
1 計画の点検・評価.....	91
2 関係機関等との連携.....	91
3 地域との連携.....	91
4 保険者機能強化推進交付金等の活用.....	91
資料編.....	93
策定の経過.....	95
匝瑳市介護保険運営協議会委員.....	96
用語解説.....	97

(白紙)

第 1 章 計画の策定にあたって

(扉裏)

第1節 計画策定の趣旨と背景

1 計画策定の趣旨

内閣府の「令和2年版高齢社会白書」によると、令和元年10月1日現在の高齢者人口は3,589万人となり、高齢化率は28.4%となっています。そのうち75歳以上人口は1,849万人で、総人口に占める割合は14.7%となり、65～74歳人口の1,740万人、13.8%を上回っています。

本市における、令和元年10月1日現在の高齢者人口は12,389人、高齢化率は34.2%に達しており、すでに市民の3人に1人が高齢者となっています。そのうち65～74歳人口は6,056人で、総人口に占める割合は16.7%となっています。また、75歳以上人口は6,333人で、総人口に占める割合は17.5%となり、65～74歳人口を上回っています。

本市では、平成12年度の介護保険制度の開始以降、7期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定してきました。

第7期計画（平成30年度～令和2年度）においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をモデル的な地域を設定し推進するとともに、中長期的な視野に立った施策の展開を図ってきました。

しかしながら、それらの取り組みによって課題が解決されたとは言えず、今後、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる等により、介護サービスの需要と多様化の必要性がますます高まることが予測されます。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けては、人口構成の高齢化が進み、介護ニーズが高いとされている85歳以上の人口が急速に増加することが見込まれます。

こうしたことから、短期的には令和7年（2025年）を見据え地域包括ケアシステムの充実を引き続き図り、中長期的には令和22年（2040年）を見据え介護サービス基盤を整備するための取組をより推進することにより、「地域で共に支えあい 高齢者の笑顔があふれるまち」を実現するため、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第8期匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画策定の背景

（１）地域共生社会の実現のための法改正

今後、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

地域共生社会の実現に向けては、平成 29 年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）が改正され、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされました。

これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関係する取組を進めてきましたが「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律 52 号）においては、令和 22 年（2040 年）を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人の創設など、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

■ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）の概要

改正の趣旨
地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。
改正の概要
○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】 ○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】 ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】 ○社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

（２）第８期介護保険事業計画の基本指針

介護保険法第 116 条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

都道府県及び市町村は、基本指針に即して、３年を１期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

第８期計画においては、第７期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和 7 年（2025 年）を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する令和 22 年（2040 年）の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて計画に位置付けることが求められています。

■第 8 期計画の基本指針

第 8 期計画において記載を充実する事項

- 1 令和 7 年（2025 年）・令和 22 年（2040 年）を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 2 地域共生社会の実現
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 7 災害や感染症対策に係る体制整備

第2節 計画の性格と位置づけ

1 根拠法令等

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画で、本市における要介護者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

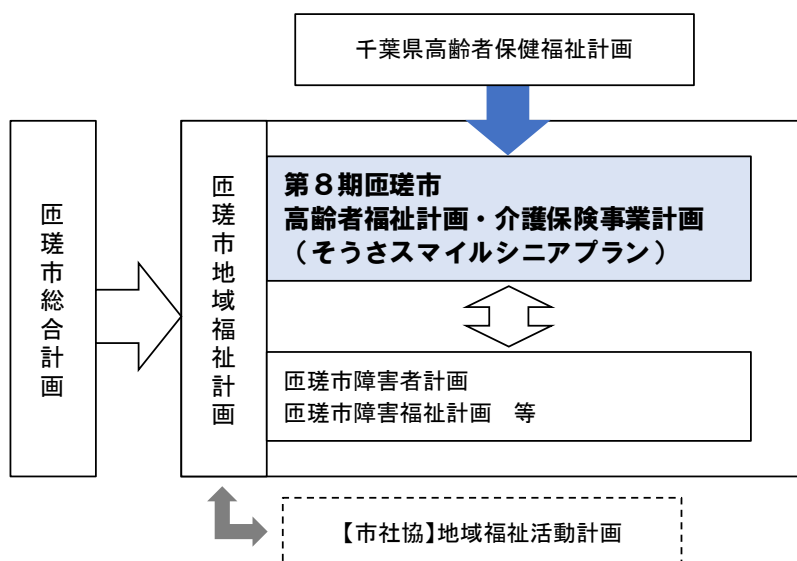
この2つの計画は整合性をもって作成される必要があるため、計画期間・見直し時期ともに同一とし、3か年を計画期間として一体的に策定します。

2 関連計画との関係

本計画は、「匝瑳市総合計画」、「匝瑳市地域福祉計画」等の関連計画との整合を図るとともに、「千葉県高齢者保健福祉計画」との調和に留意することにより、総合的な医療・福祉・介護に関わる計画として策定しました。

また、計画の一部を、市町村の介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定める「市町村介護給付適正化計画」として位置付けるとともに、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策を定める「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

■他計画との連携

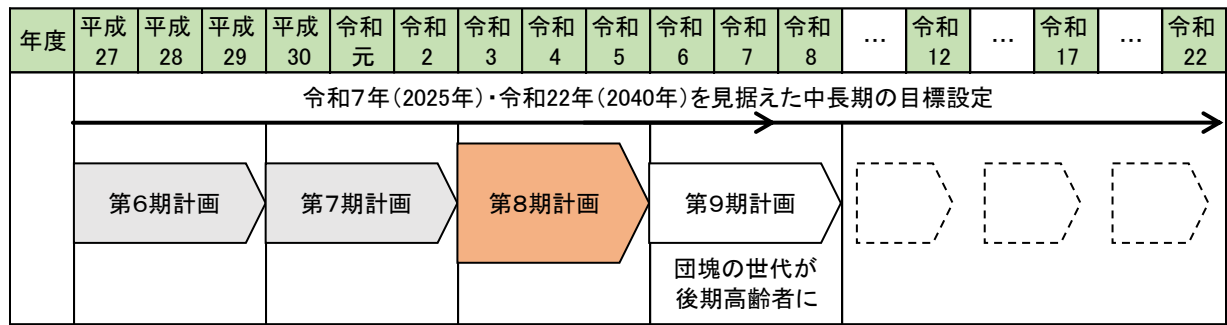


3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間です。

ただし、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとしします。

■ 計画の期間



第3節 計画の策定体制

1 介護保険運営協議会による検討

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められるため、被保険者代表者、保健、医療又は福祉に関する学識経験者等による、「匝瑳市介護保険運営協議会」を設置しています。

また、介護保険事業計画により示される介護給付等対象サービス量の水準は、介護保険料にも影響を与えることになることから、介護保険事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

そのため、本計画の策定にあたって、「匝瑳市介護保険運営協議会」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

2 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）及び在宅の要支援・要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

3 パブリックコメントの実施

第2章 匝瑳市の高齢者等の現状

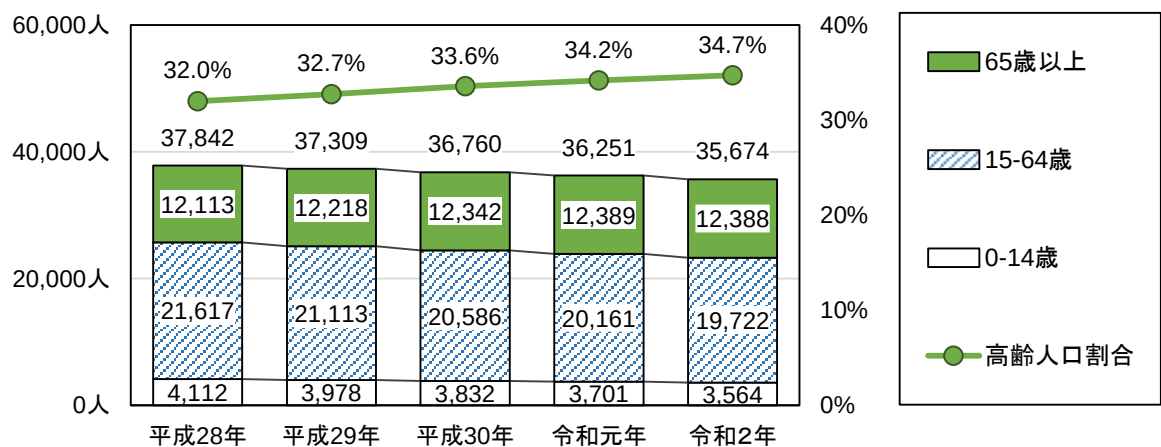
(扉裏)

第1節 人口と世帯の状況

1 人口動態

本市では0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。令和2年の高齢者人口割合（高齢化率）は34.7%となっており、市民の3人に1人は高齢者となっている状況です。

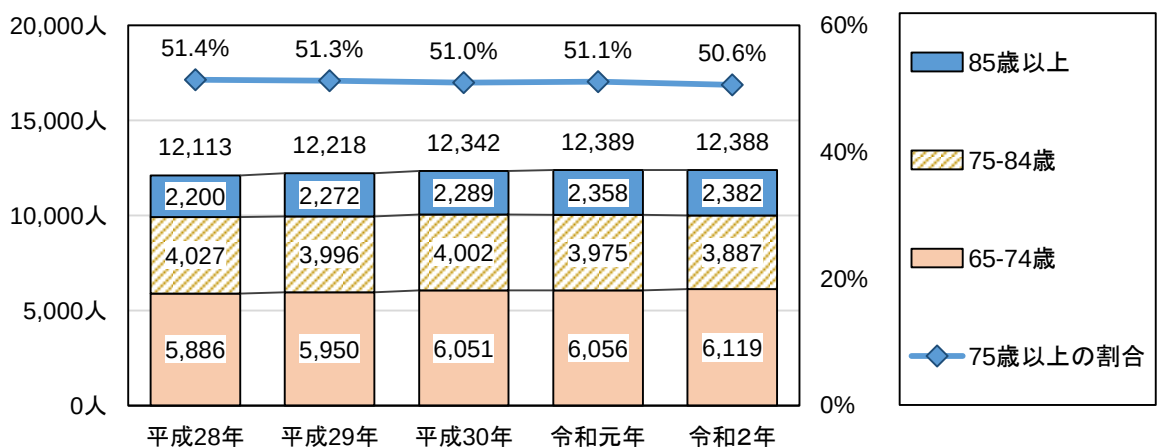
■ 匠瑤市の人口推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

本市の高齢者人口の推移を年齢階層別にみると、75歳以上の後期高齢者が過半数を占めており、特に85歳以上の高齢者は一貫して増加を続けています。

■ 年齢階層別の高齢者人口の推移



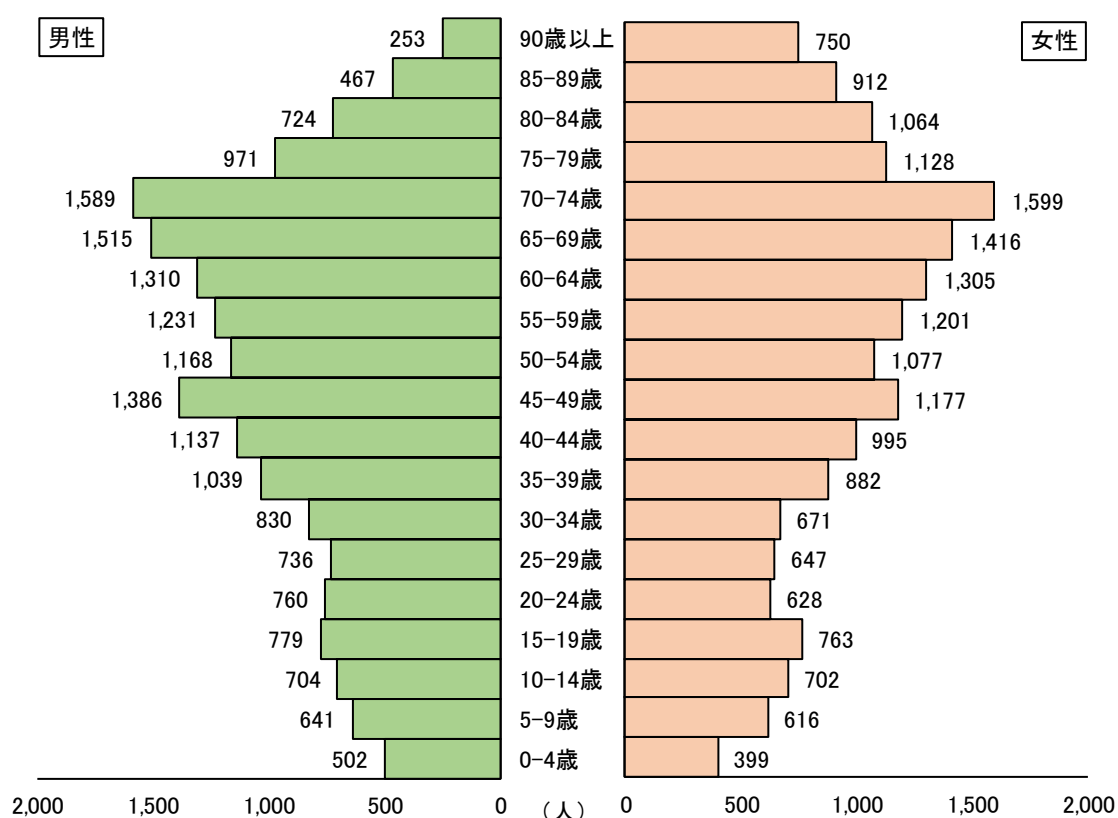
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

2 人口構成

本市の人口構成を人口ピラミッドでみると、令和2年9月末現在では65～74歳の前期高齢者と40歳代を中心とした二つの膨らみをもつかたちとなっています。

以前はピラミッド型であった人口構造は、さらなる高齢化及び少子化により、逆ピラミッド型へと変化していくことが予測されます。

■ 匠瑤市の人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和2年9月末現在・総人口35,674人）

3 高齢者のいる世帯の状況

本市の高齢者を含む世帯は、年々増加しており、平成27年では世帯総数の58.7%にあたる7,435世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても、年々増加しており、平成27年では高齢独居世帯は1,346世帯、高齢夫婦世帯は1,207世帯となっています。

■匝瑳市の世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全世帯数 (一般世帯数)	12,423 世帯	12,667 世帯	12,845 世帯	12,673 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	6,460 世帯 (52.0%)	6,814 世帯 (53.8%)	7,069 世帯 (55.0%)	7,435 世帯 (58.7%)
高齢独居世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	762 世帯 (11.8%)	924 世帯 (13.6%)	1,146 世帯 (16.2%)	1,346 世帯 (18.1%)
高齢夫婦世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	709 世帯 (11.0%)	894 世帯 (13.1%)	1,019 世帯 (14.4%)	1,207 世帯 (16.2%)

※高齢夫婦世帯は世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯

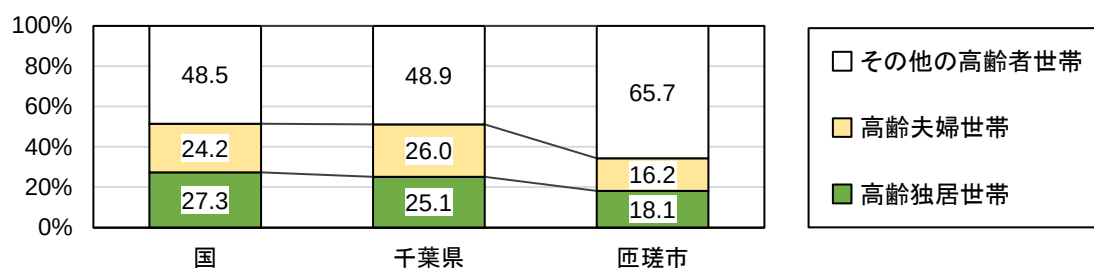
資料：地域包括ケア「見える化」システム

国及び県と比較すると、本市の高齢者を含む世帯の割合は国及び県を上回っています。

一方で、高齢者を含む世帯での割合をみると、本市ではその他の高齢者世帯が過半数を占めており、高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯の割合は国及び県よりも低くなっています。

■匝瑳市と国・県の高齢者を含む世帯数・構成比（平成27年）

	国	千葉県	匝瑳市
全世帯数 (一般世帯数)	53,331,797 世帯	2,604,839 世帯	12,673 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	21,713,308 世帯 (40.7%)	1,028,003 世帯 (39.5%)	7,435 世帯 (58.7%)



資料：地域包括ケア「見える化」システム

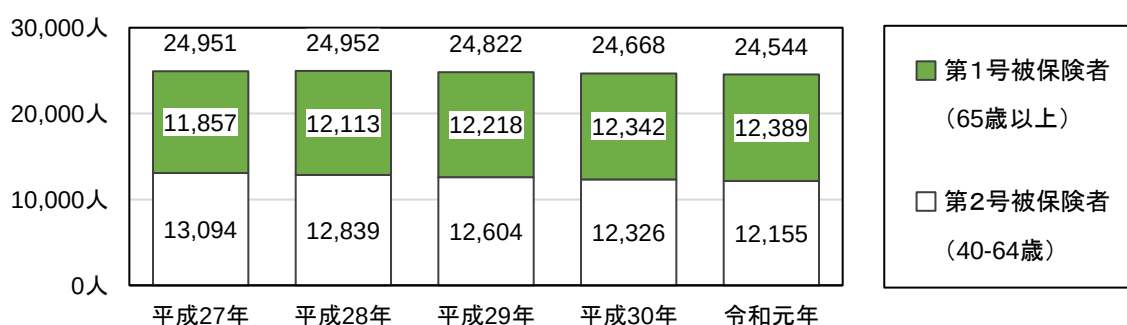
第2節 介護保険事業の状況

1 被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数（住民基本台帳ベースの概数）は年々減少しています。

被保険者の種類別にみると、平成30年以降は第1号被保険者（65歳以上）が第2号被保険者（40～64歳）の数を上回っています。

■ 匠瑤市の介護保険被保険者数の推移



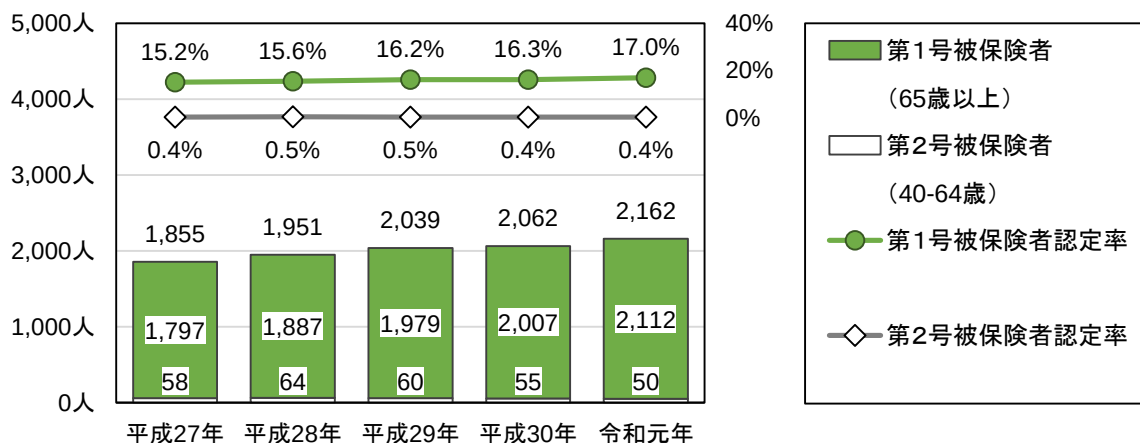
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

2 要支援・要介護認定者数の推移

本市の第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定者数は年々増加しています。認定率についても年々上昇し、令和元年に17.0%となっています。

第2号被保険者（40～64歳）の要支援・要介護認定者数は50～60人台で推移しています。

■ 匠瑤市の要支援・要介護認定者数の推移



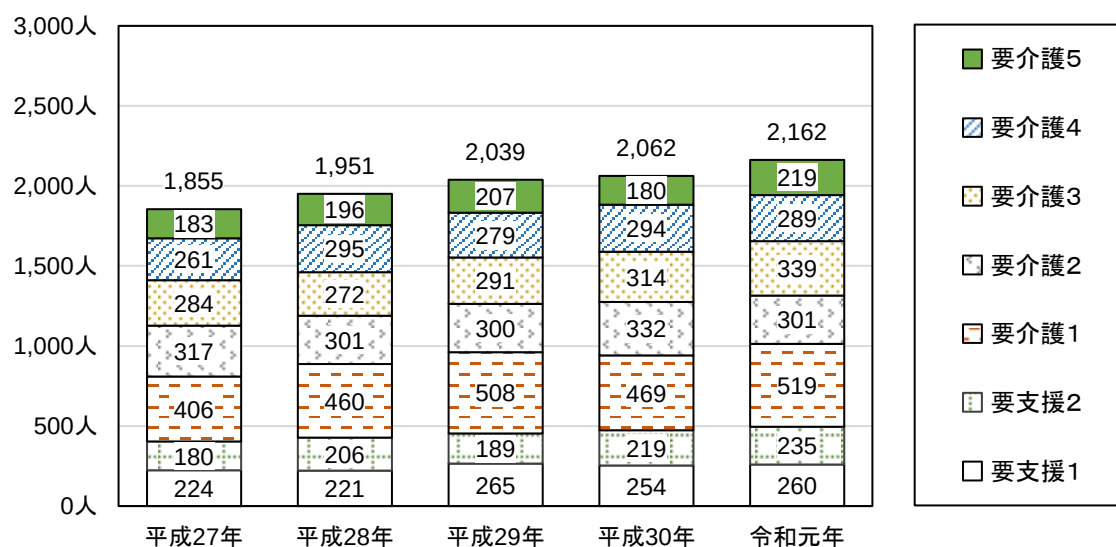
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

要介護度別にみると、本市では要介護1が最も多く、令和元年では519人で全体の24.0%となっています。

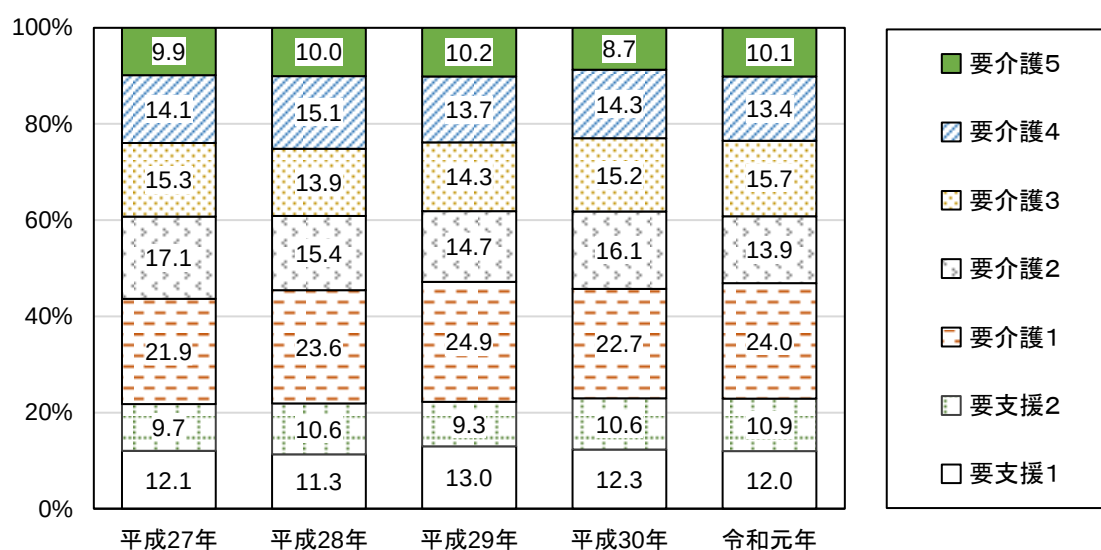
また、要介護3以上は、合わせると令和元年は847人で、全体の39.2%となっています。

要支援認定者（要支援1・2）については、増加傾向にあり、合わせると令和元年は495人で、全体の22.9%となっています。

■ 匠瑤市の要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別・構成比）



【構成比】



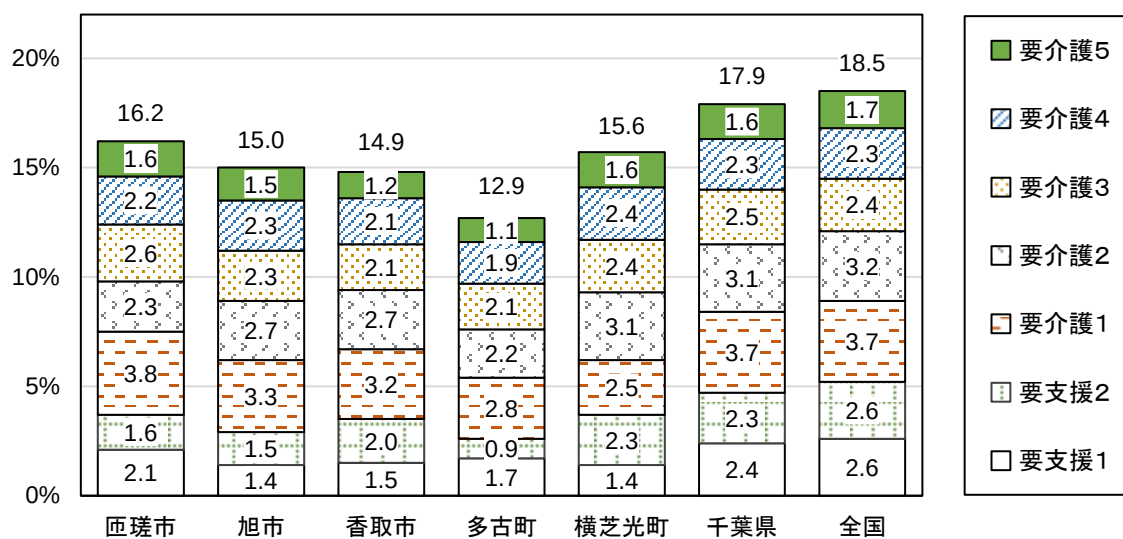
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

3 調整済み認定率の比較

本市の調整済み認定率（性・年齢調整を行い、同じ人口構成と仮定したもの）は 16.2%で、国及び県より低いものの、隣接する近隣市町と比較すると高くなっています。

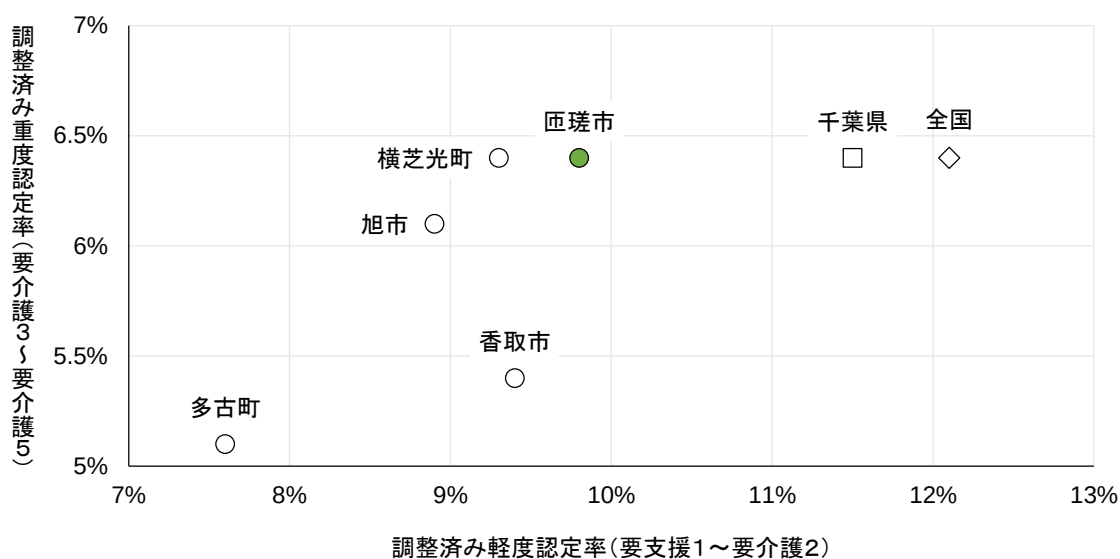
調整済み認定率の分布をみると、軽度認定率は国及び県より低く、重度認定率は国及び県と同率となっています。

■隣接自治体及び国・県との比較（調整済み認定率）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和元年度）

■隣接自治体及び国・県との比較（調整済み重度認定率と軽度認定率の分布）



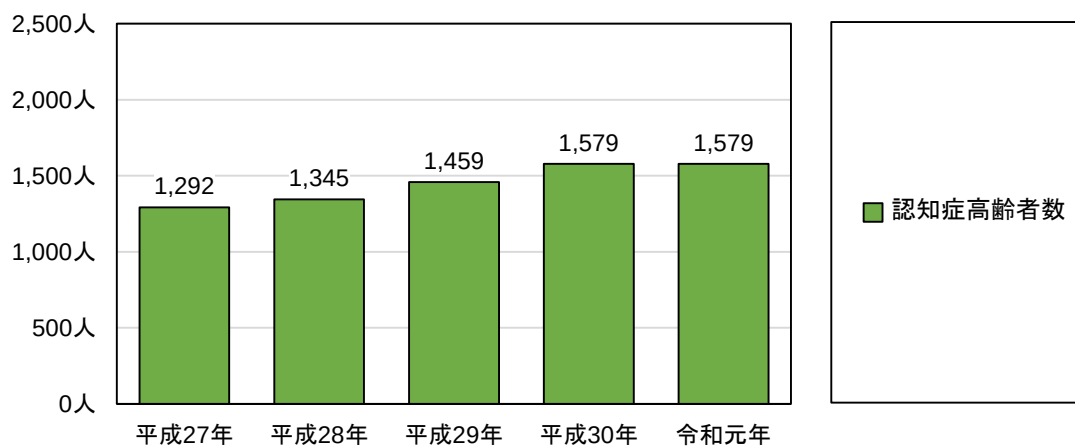
資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和元年度）

4 認知症高齢者の推移

本市の認知症高齢者数（認知症高齢者自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者）は、増加傾向にあり、令和元年では 1,579 人となっています。

なお、認知症高齢者自立度Ⅱは、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立して生活できる状態です。

■ 匝瑳市の認知症高齢者数の推移



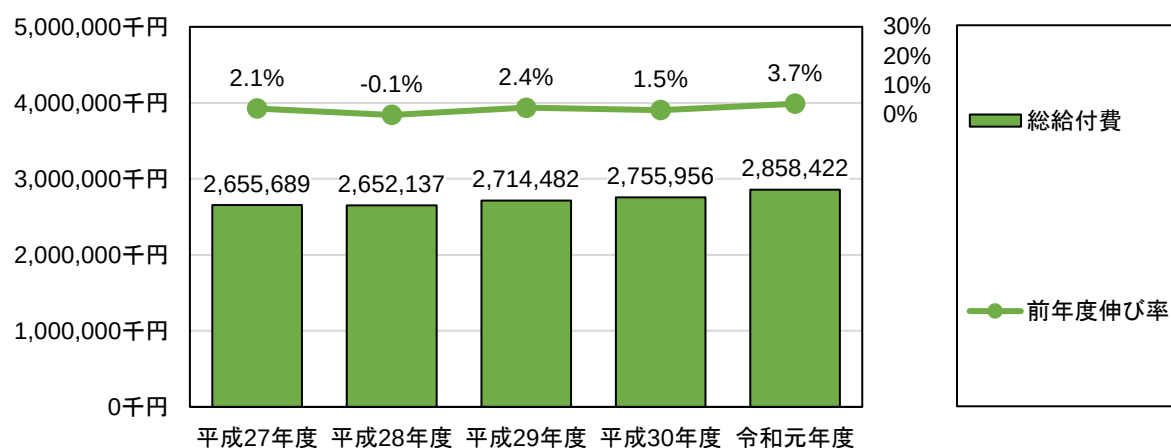
資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年10月末）

5 介護給付費の推移

本市の介護給付費は、年々増加しており、令和元年度では 28 億 5 千 8 百万円となっています。

給付費の伸び率は、平成 27 年度から平成 28 年にかけて減少していますが、予防給付の一部が地域支援事業費に移行したことが主な要因であり、実質的な給付費は緩やかに増加しています。

■ 匝瑳市の介護給付費の推移

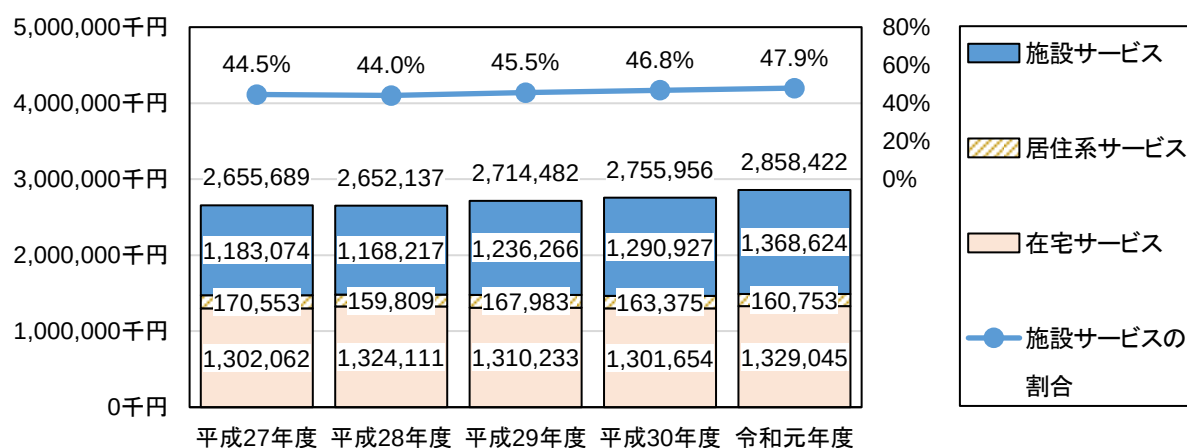


※端数処理の関係で合計があわないことがあります。以降同じ。

資料: 地域包括ケア「見える化」システム

サービス区別にみると、施設サービスの給付費が年々増加しており、令和元年度は在宅サービスを上回り、13 億 6 千 8 百万円で全体の 47.9%となっています。

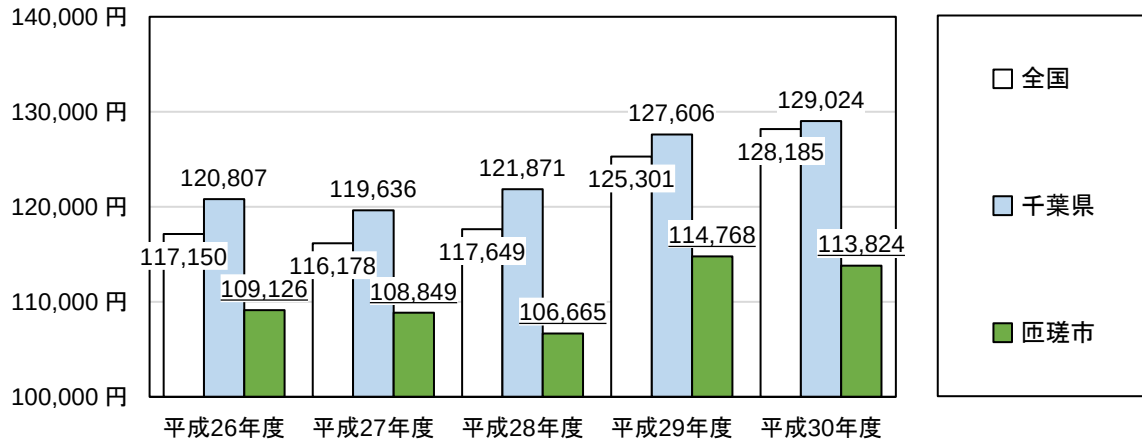
■ 匝瑳市の介護給付費の推移（サービス区分別）



資料: 地域包括ケア「見える化」システム

なお、本市の在宅および居住系サービスの受給者1人あたり給付月額、国及び県より低くなっており、平成30年度では113,824円となっています。

■受給者1人あたり給付月額（在宅および居住系サービス）



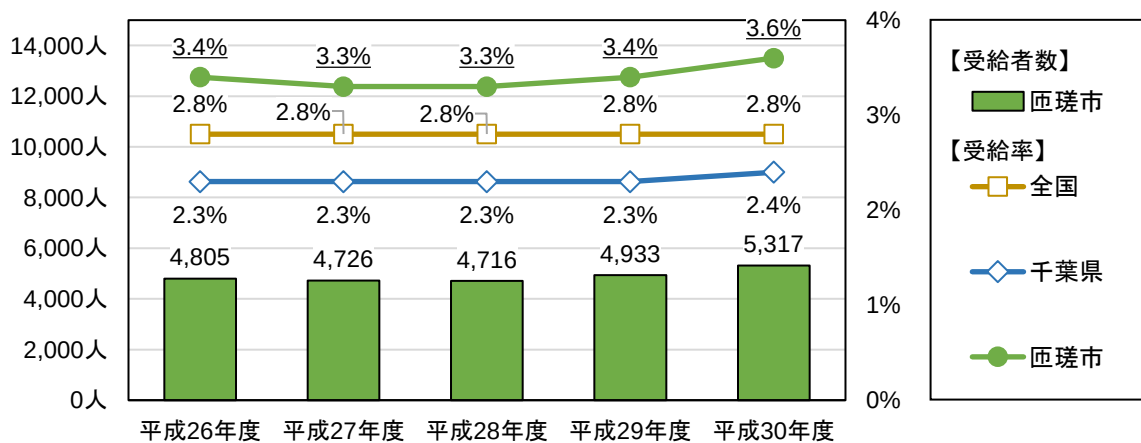
資料：地域包括ケア「見える化」システム

6 受給者数・受給率の推移

（1）施設サービス

施設サービスの受給者数は増加傾向にあり、平成30年度は5,317人となっています。受給率は国及び県より高くなっています。

■受給者数・受給率の推移（施設サービス）

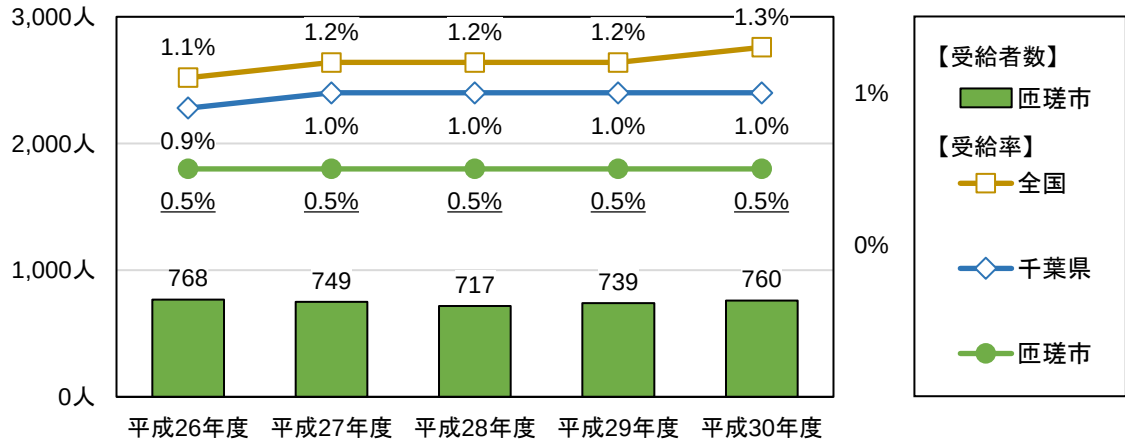


資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 居住系サービス

居住系サービスの受給者数は増加傾向にあり、平成30年度は760人となっています。
受給率は国及び県より低くなっています。

■受給者数・受給率の推移（居住系サービス）



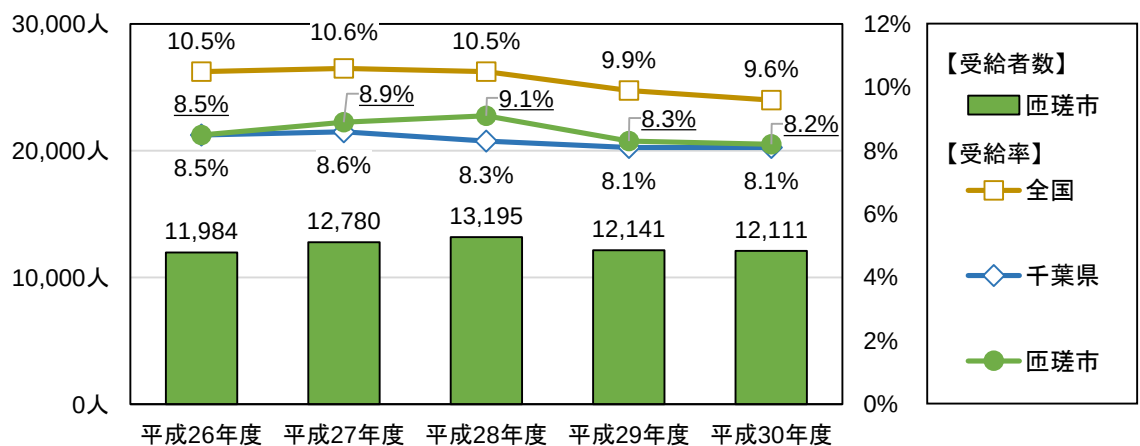
資料：地域包括ケア「見える化」システム

(3) 在宅サービス

在宅サービスの受給者数は平成28年度をピークに減少しており、平成30年度は12,111人となっています。

受給率は県と同程度の割合となっています。

■受給者数・受給率の推移（在宅サービス）



資料：地域包括ケア「見える化」システム

第3節 調査からみる匝瑳市の現状

1 調査概要

令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第8期匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定するにあたり、本市の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料として活用するためにアンケート調査を実施しました。

■調査設計

区分	調査対象	調査方法	調査期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護認定（要介護1～5）を受けていない65歳以上の方（無作為抽出）	郵送配布・郵送回収	令和2年2月3日～ 令和2年2月21日
在宅介護実態調査	在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のうち、調査期間内に更新申請及び区分変更申請に伴う認定調査を行った方	認定調査員による 聞き取り調査	令和元年9月17日～ 令和2年4月30日

■配布・回収状況

区分	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,000 人	1,391 人	69.6%
在宅介護実態調査	－	237 人	－

■調査結果について

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率（％）で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

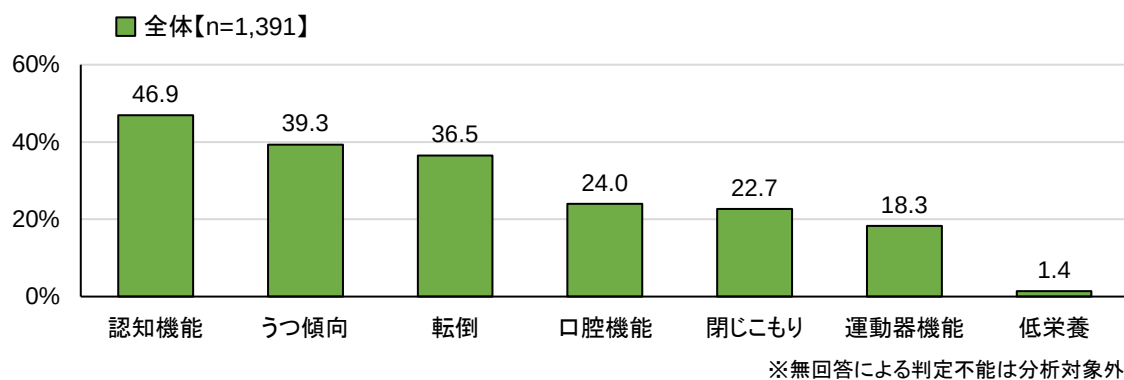
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 生活機能の低下リスクについて

厚生労働省の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づき、判定された生活機能の低下リスクの該当状況をみると、全体では「認知機能」のリスク該当者割合が46.9%で最も多くなっています。以下「うつ傾向」が39.3%、「転倒」が36.5%、「口腔機能」が24.0%などとなっています。

年齢階層が高いほどリスク該当者割合が高くなる傾向がみられ、80歳以上の階層で「認知機能」のリスク該当者が過半数を占めるほか、85歳以上の階層では「転倒」が52.8%、「閉じこもり」が54.5%を占めています。

■生活機能の低下リスク該当者割合



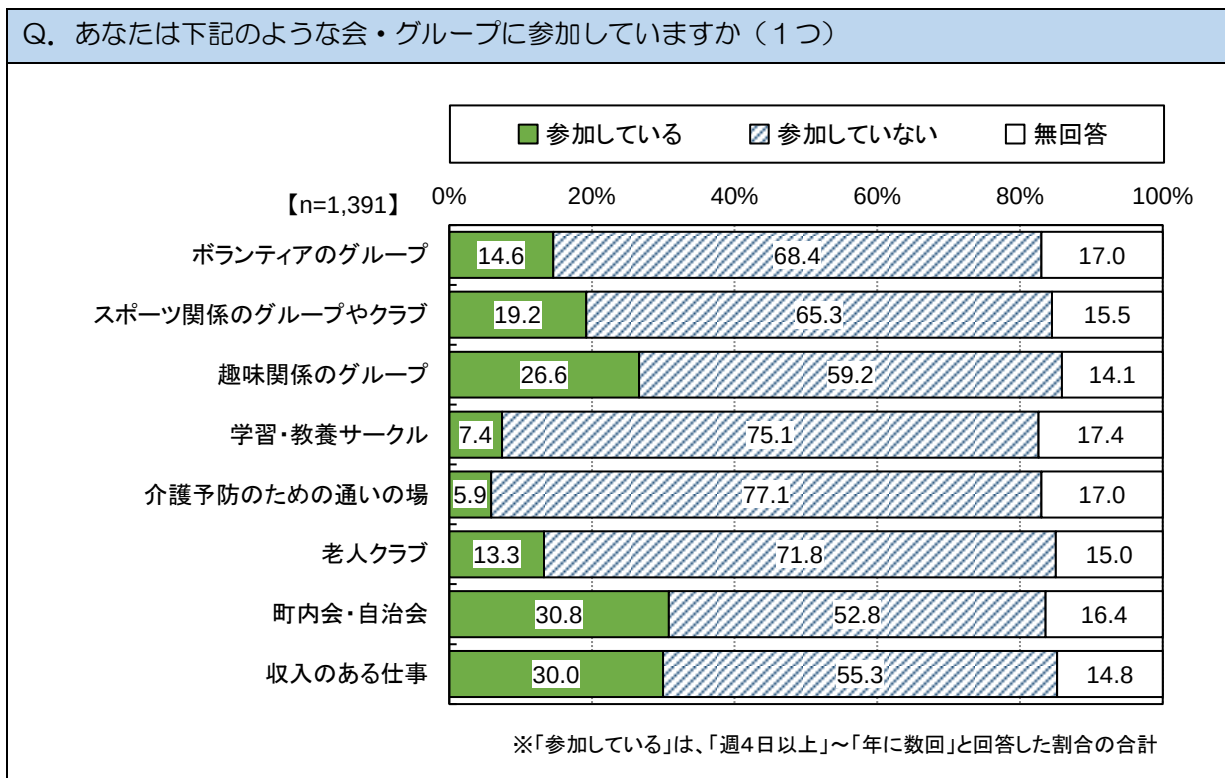
	認知機能	うつ傾向	転倒	口腔機能	閉じこもり	運動器機能	低栄養
全体【n=1,391】	46.9%	39.3%	36.5%	24.0%	22.7%	18.3%	1.4%
65-69歳【n=312】	37.5%	41.4%	30.8%	20.4%	12.9%	6.3%	0.0%
70-74歳【n=361】	45.1%	37.9%	28.6%	20.1%	16.4%	10.9%	0.9%
75-79歳【n=290】	47.1%	37.2%	38.1%	23.8%	16.3%	16.8%	1.1%
80-84歳【n=209】	51.0%	37.8%	42.6%	27.6%	25.0%	25.7%	2.8%
85歳以上【n=206】	59.4%	42.9%	52.8%	33.7%	54.5%	47.3%	3.5%

(2) 地域での活動について

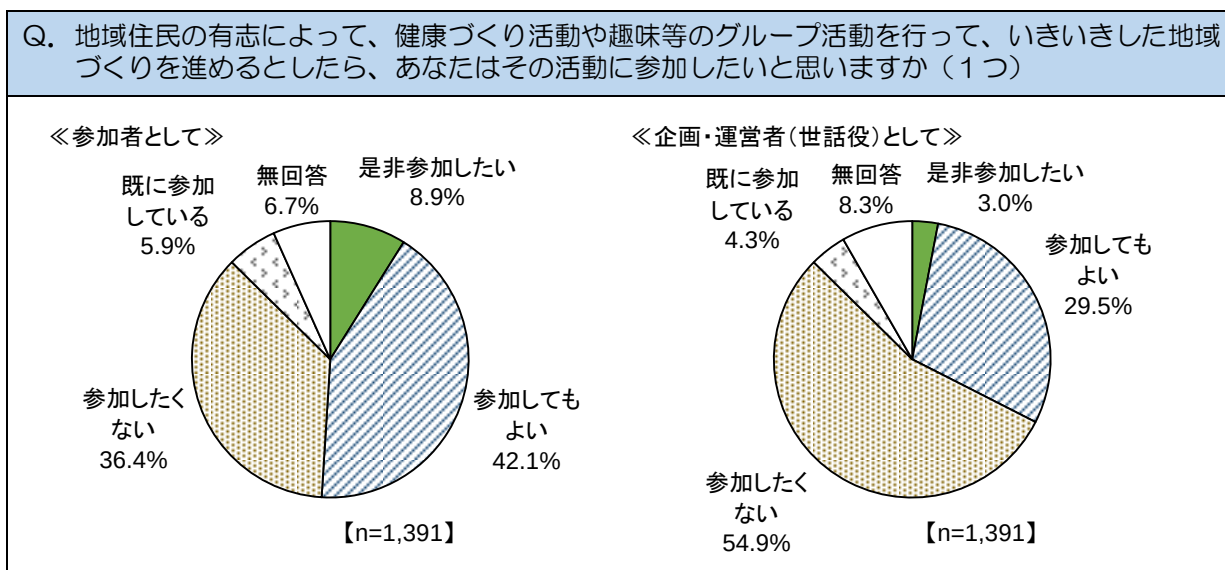
会・グループ等への参加は、「町内会・自治会」が30.8%で最も多く、以下「収入のある仕事」が30.0%、「趣味関係のグループ」が26.6%などとなっています。

地域づくりの参加意向（是非参加したい・参加してもよい）は、参加者としては51.0%、企画・運営者（世話役）としては32.5%となっています。

■会・グループ等への参加状況



■地域づくりへの参加意向



(3) 助け合いについて

心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が 46.4%で最も多くなっています。以下、「友人」が 39.5%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が 38.2%などとなっています。

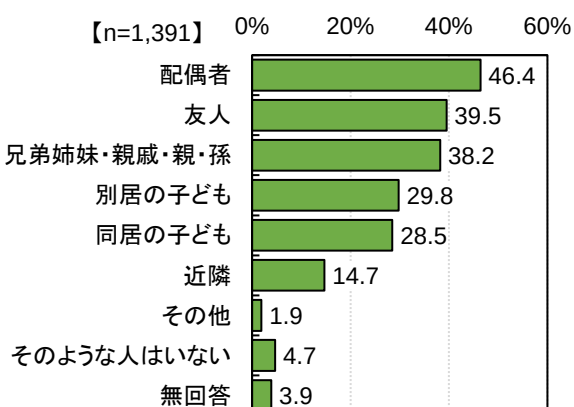
病気の際の看病や世話をしてくれる人は、「配偶者」が 49.7%で最も多くなっています。以下、「同居の子ども」が 37.3%、「別居の子ども」が 29.2%などとなっています。

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手は、「医師・歯科医師・看護師」が 27.2%で最も多くなっています。以下、「地域包括支援センター・役所」が 12.1%、「社会福祉協議会・民生委員」が 11.9%などとなっています。一方、39.7%は「そのような人はいない」と回答しています。

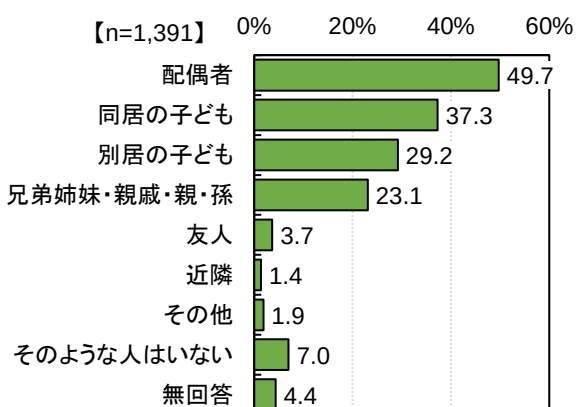
■あなたとまわりの人の助け合い

Q. あなたとまわりの人の「たすけあい」についておうかがいします（いくつでも）

《心配事や愚痴を聞いてくれる人》

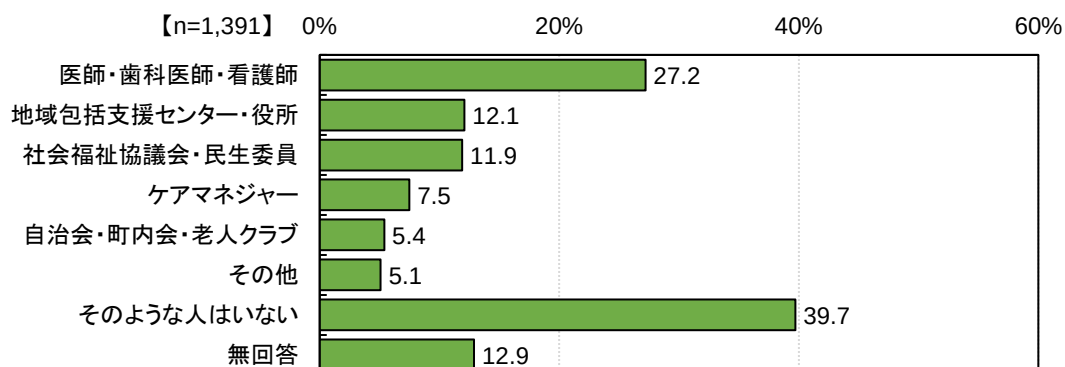


《看病や世話をしてくれる人》



■家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手

Q. 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください（いくつでも）



(4) 健康について

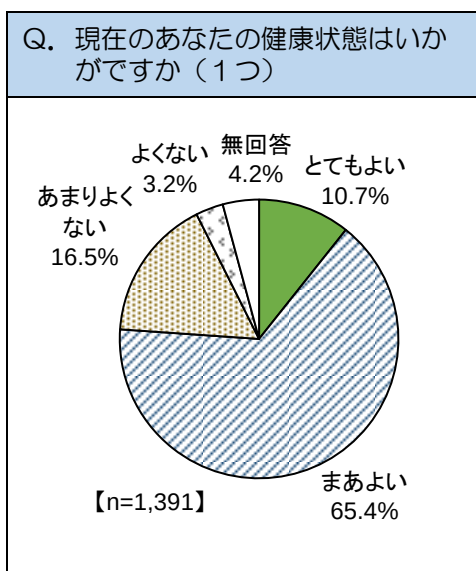
現在の健康状態は、「とてもよい」が 10.7%、「まあよい」が 65.4%で、合わせると 76.1%となっています。

また、現在の幸福感については、幸福度が高いと分類される「8点」以上は 38.6%となっています。

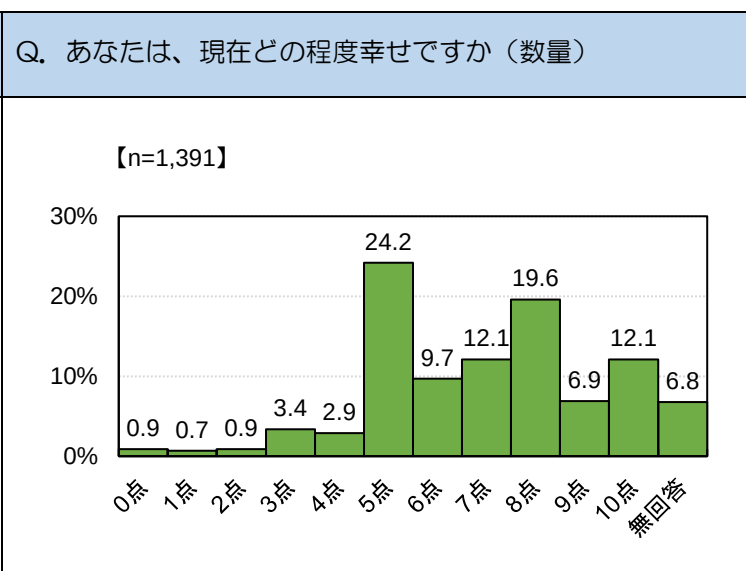
健康状態が「とてもよい」と回答した方は、幸福度「10点」が 36.2%で最も多く、「8点」以上が 72.4%を占めています。

一方、健康状態が悪くなるにしたがって、「4点以下」が多くなっており、健康状態が「よくない」と回答した方は 43.2%となっています。

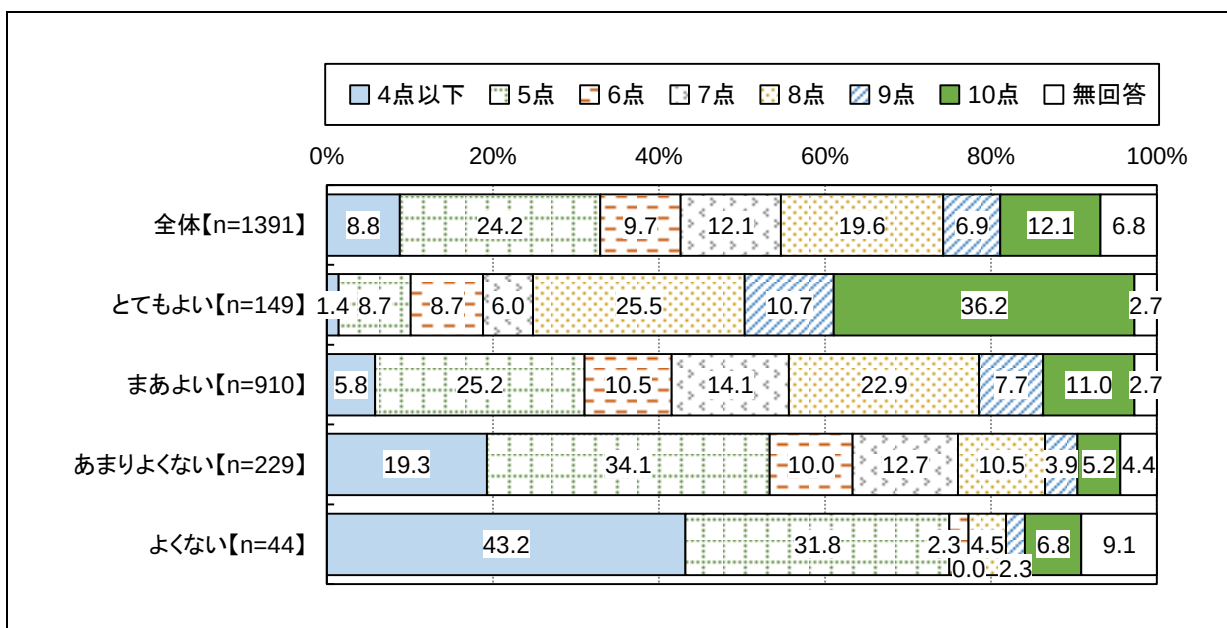
■現在の健康状態



■現在の幸福感



■現在の健康状態 × 幸福感



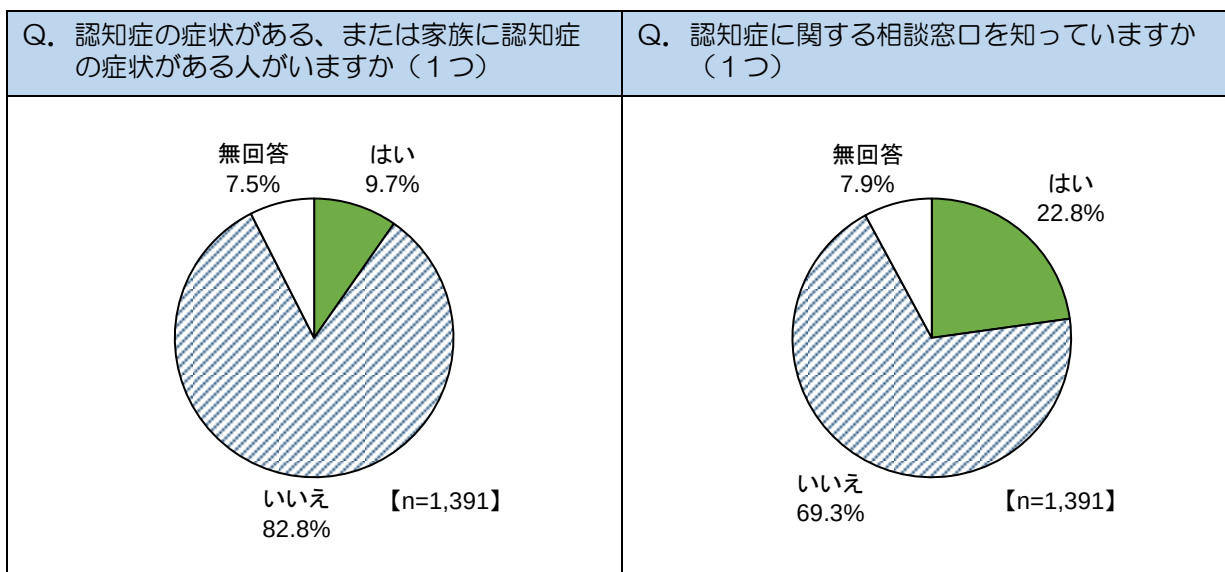
（５）認知症について

認知症の症状がある、または家族に認知症の症状がある人がいるかについて、「はい」が9.7%、「いいえ」が82.8%となっています。

認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「はい」が22.8%、「いいえ」が69.3%となっています。

■ 認知症の症状の有無

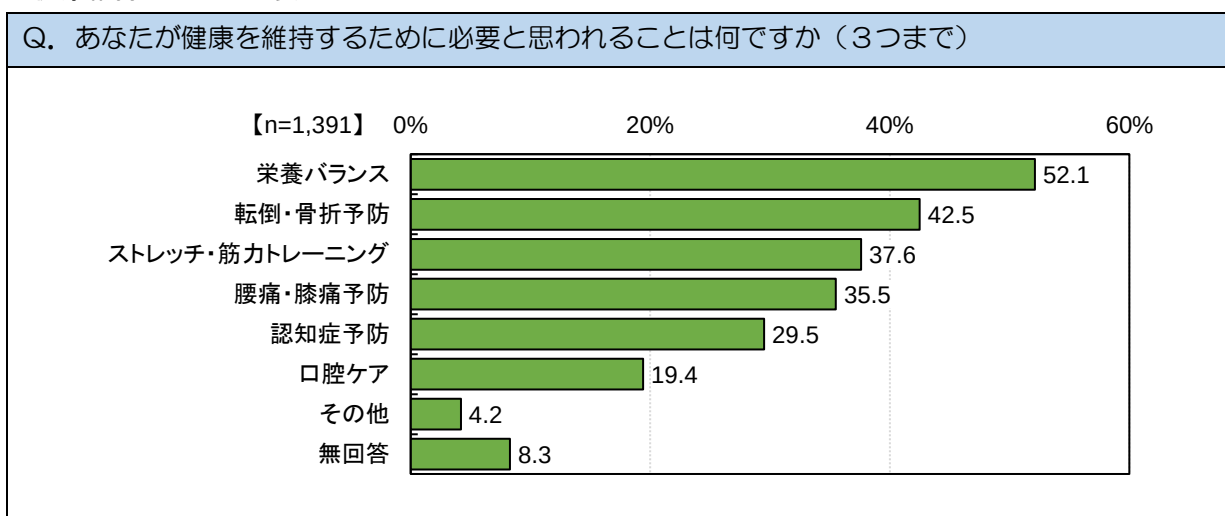
■ 認知症の相談窓口の認知度



（６）健康維持について

健康を維持するために必要だと思うことは、「栄養バランス」が52.1%で最も多く、以下、「転倒・骨折予防」が42.5%、「ストレッチ・筋力トレーニング」が37.6%、「腰痛・膝痛予防」が35.5%などとなっています。

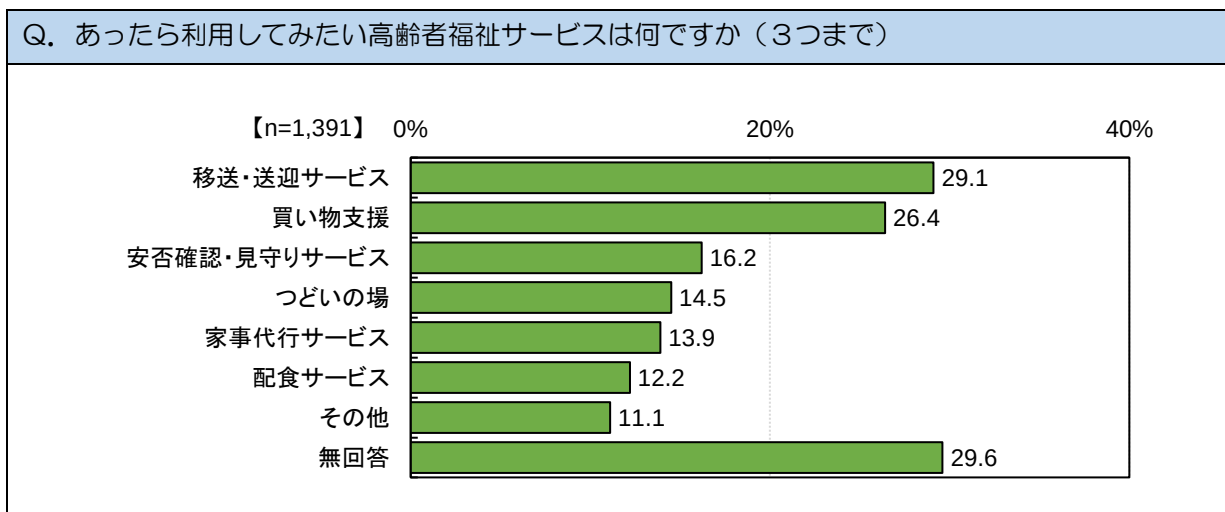
■ 健康維持のために必要なこと



(7) 利用してみたい高齢者福祉サービス

利用してみたい高齢者福祉サービスは、「移送・送迎サービス」が 29.1%で最も多く、以下、「買い物支援」が 26.4%、「安否確認・見守りサービス」が 16.2%、「つどいの場」が 14.5%などとなっています。

■利用してみたい高齢者福祉サービス



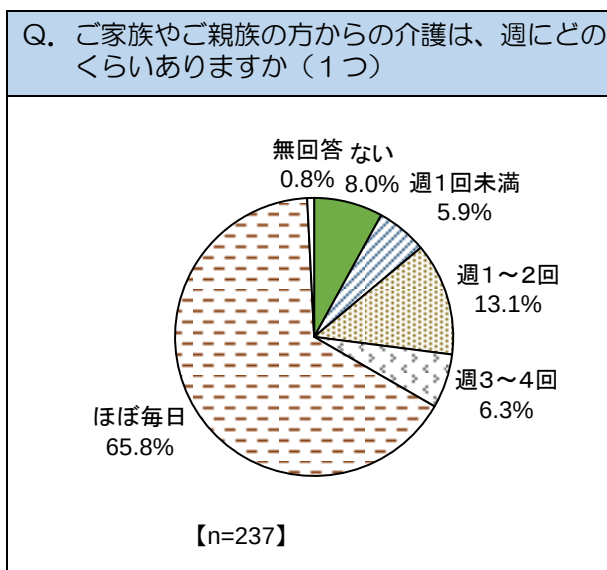
3 在宅介護実態調査

(1) 在宅で介護を担っている家族や親族

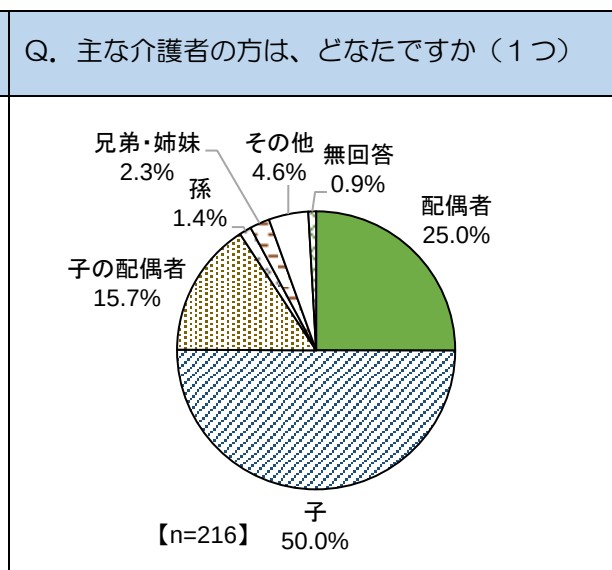
家族や親族から介護を受けている割合(週1回未満～ほぼ毎日)は91.1%となっています。主な介護者は、「子」が50.0%で最も多く、次いで、「配偶者」が25.0%となっており、年齢は、「60代」以上が65.8%となっています。

また、過去1年間で、介護している家族や親族が離職した割合は6.1%となっています。

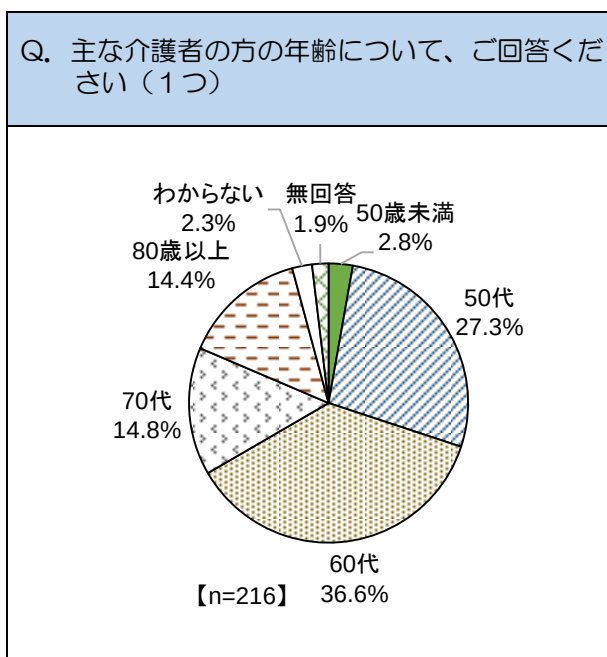
■家族や親族からの介護



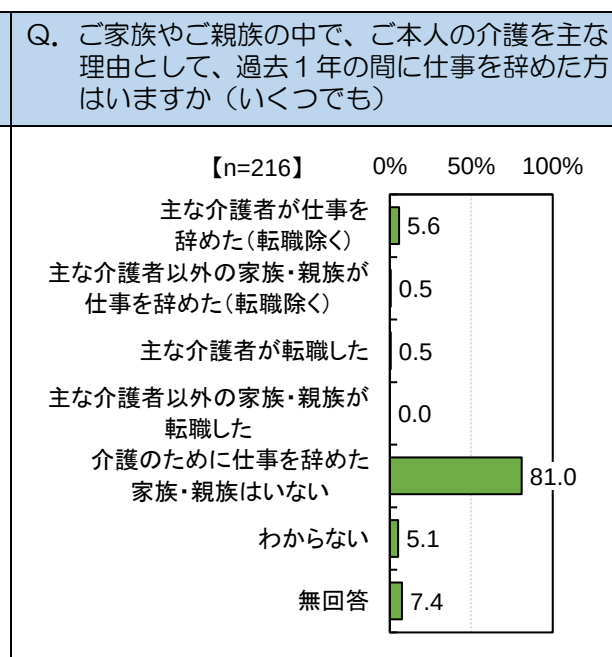
■主な介護者



■主な介護者の年齢



■介護を理由に退職した家族や親族



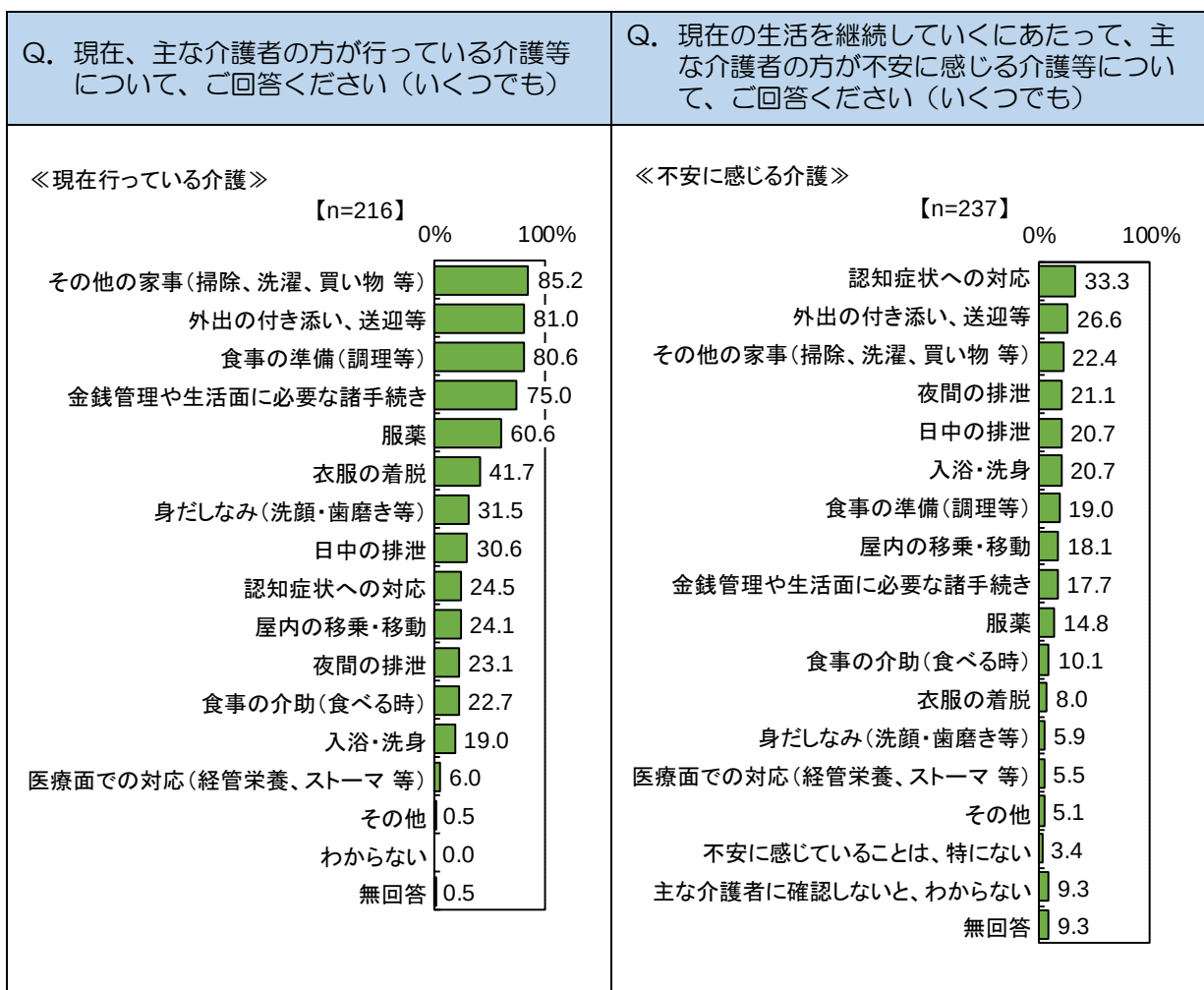
(2) 家族や親族による介護の状況

主な介護者が行っている介護等は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備（調理等）」、がいずれも80%以上を占めています。

一方、主な介護者が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が33.3%で最も多くなっています。以下、「外出の付き添い、送迎等」が26.6%、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が22.4%、「夜間の排泄」が21.1%などとなっています。

■ 現在行っている介護

■ 不安に感じる介護

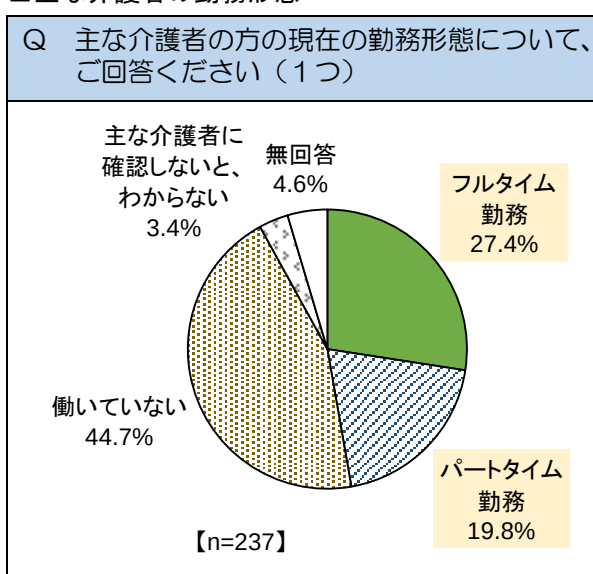


(3) 就労している家族や親族について

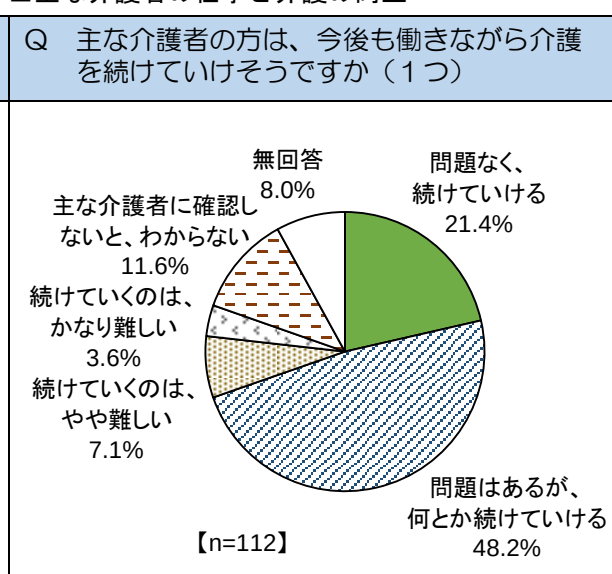
主な介護者のうち、「フルタイム勤務」が27.4%、「パートタイム勤務」が19.8%で、計47.2%が就労しており、仕事と介護の両立について、「続けていくのは、かなり難しい」が3.6%、「続けていくのは、やや難しい」が7.1%となっています。

仕事と介護の両立に効果のある勤め先からの支援としては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が22.3%、「制度を利用しやすい職場づくり」が19.6%、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」と「介護をしている従業員への経済的な支援」が13.4%などとなっています。

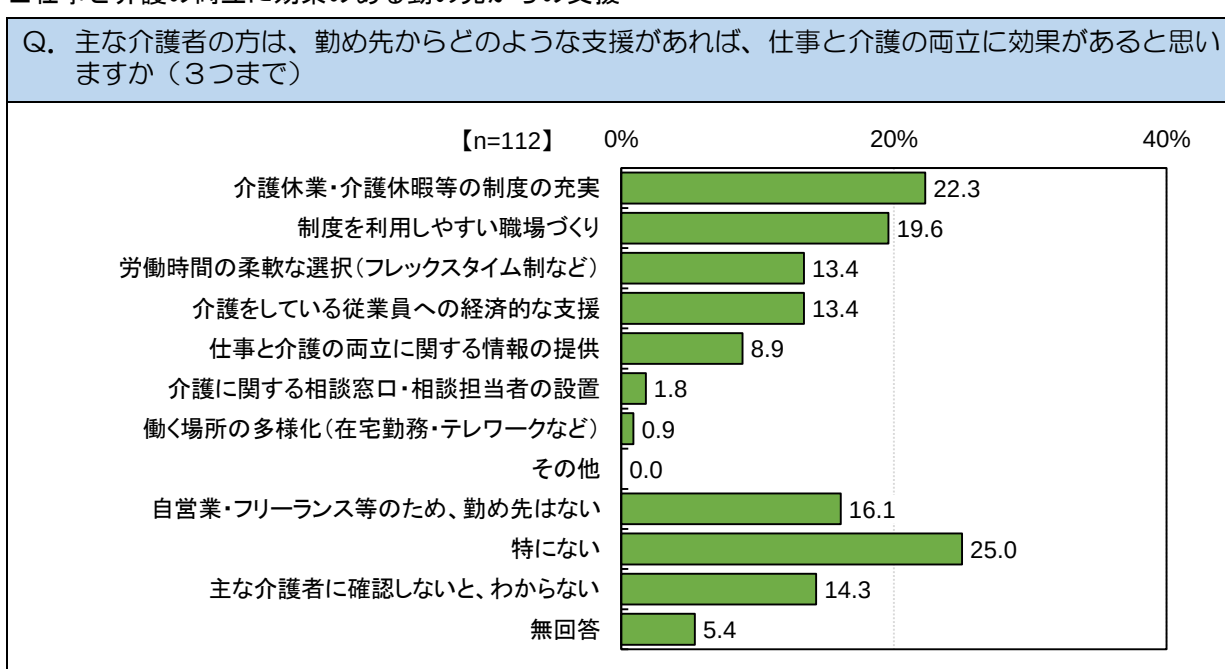
■主な介護者の勤務形態



■主な介護者の仕事と介護の両立



■仕事と介護の両立に効果のある勤め先からの支援

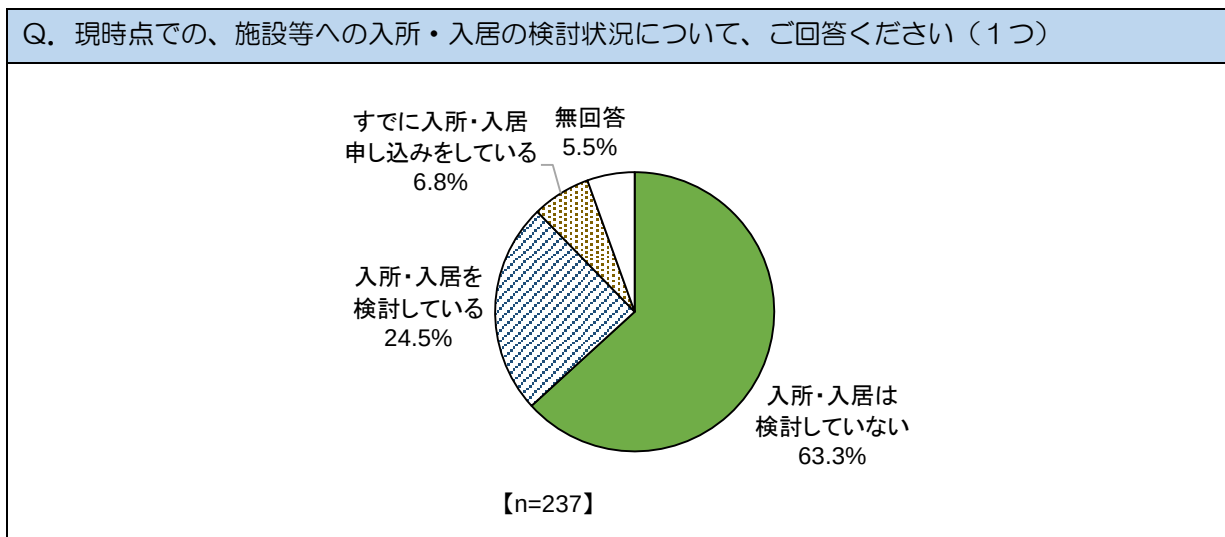


(4) 在宅生活を継続するための支援について

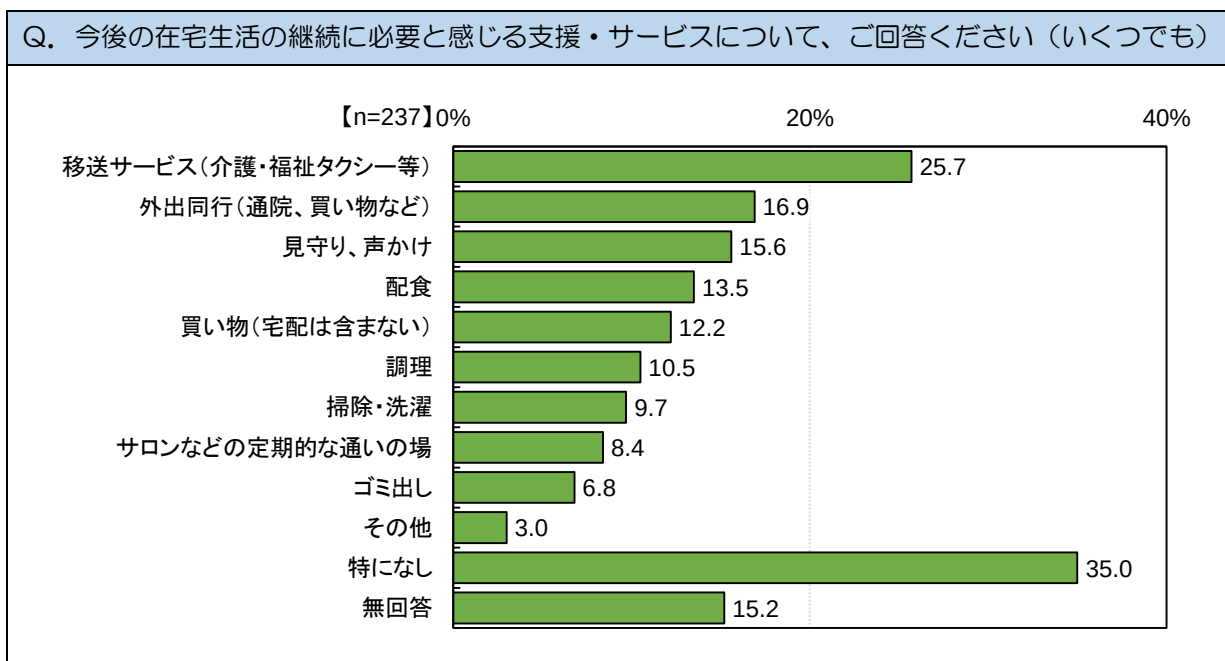
施設等への入所・入居の検討状況について、「検討していない」が63.3%を占めています。

在宅生活を継続するために必要な支援・サービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が25.7%で最も多くなっています。以下、「外出同行（通院、買い物など）」が16.9%、「見守り、声かけ」が15.6%、「配食」が13.5%などとなっています。

■施設等の検討状況



■在宅生活を継続するための支援



第4節 高齢者を取り巻く主な課題

1 介護予防・重度化防止

アンケート調査によると、本市の高齢者の生活機能の低下リスクの該当状況は、「認知機能」が5割弱、「うつ傾向」と「転倒」が4割弱、「口腔機能」と「閉じこもり」が2割強などとなっており、年齢階層が高いほどリスク該当者割合が高くなる傾向がみられます。

また、「認知機能」の低下リスクについては、他のリスク該当割合よりも高く、後期高齢者の増加に伴い、さらに有リスク者が多くなることが予測されます。

このような加齢に伴う心身の機能低下のリスクの上昇や、高齢化及び生活環境の変化による独居高齢者の増加が予測されることから、介護予防・重度化防止や閉じこもり防止、食事の機会の提供など、一体的な取組が求められます。

2 社会参加・生きがいづくり

アンケート調査によると、会・グループへの参加状況は、「町内会・自治会」と「収入のある仕事」が3割、「趣味関係のグループ」が3割弱などとなっています。

また、地域づくりへの参加意向（是非参加したい・参加してもよい）は、参加者としては5割強、企画・運営者（世話役）としては3割強となっています。

地域の会・グループに参加している人や、地域づくりに参加してもよいと考えている人が一定数いることから、参加内容や場の設定の仕方などを工夫し、社会参加や生きがいづくりとして地域への参画を促進していくことが求められます。

3 地域での支え合い・助け合い

本市の高齢者を含む世帯は世帯数、構成比ともに増加しており、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても増加している状況です。

アンケート調査によると、心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」や「友人」など身近な人が多くなっていますが、家族や友人・知人以外の相談相手は、4割強が「そのような人はいない」と回答しています。

今後、高齢独居世帯や高齢夫婦世帯などの支援を必要とする高齢者世帯の増加が予測されることから、身近な地域における相談しやすい体制の整備や、地域での支え合い・助け合いの仕組みづくりが求められます。

4 在宅生活の継続

アンケート調査によると、在宅の要支援・要介護認定者のうち、9割弱が家族や親族からの介護を受けており、介護者の年齢は60歳以上が7割弱を占めていることから、多くが老老介護の状況にある、または将来的に老老介護となることが予測されます。

また、6割強が施設等への入所・入居を検討していない状況で、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」や「外出同行（通院、買い物など）」、「見守り、声かけ」が多く挙げられています。

認定を受けていない高齢者においても、「移送・送迎サービス」や「買い物支援」、「安否確認・見守りサービス」のニーズが比較的高くなっており、将来的に生活に不安を抱える高齢者への支援策の検討が求められます。

5 介護者の負担軽減

在宅の要支援・要介護認定者の主な介護者は、半数近くが就労している状況です。

そのうち、仕事と介護の両立を続けていける主な介護者（問題なく、問題はあるが）が7割弱を占めていますが、問題の有無に着目すると6割弱が問題を抱えている状況にあります。

主な介護者が不安に感じることは、「認知症状への対応」が最も多く、今後75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加していくことが予測されることから、認知症になっても安心して生活できるよう、認知症の高齢者と家族を温かく見守る地域づくりを推進していくことが求められます。

また、「外出の付き添い、送迎等」や「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「日中及び夜間の排泄」なども不安として多く挙げられており、介護者の不安を解消するとともに適切なサービス提供や支援につなげるための取組が求められます。

第5節 第7期計画の総括

1 地域包括ケアシステムの構築

地域の医療機関や介護関係者等との在宅医療と介護連携の推進、地域ケア会議の開催による困難事例や自立支援といった地域課題への対応、生活支援体制整備事業により市の第1層協議体に位置付けられる「匝瑳市地域支え合い推進会議」の設置を図るなど、高齢者が地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築の推進に努めました。

今後、ますます増大する介護需要に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って生活を継続できるよう、中長期的な視点を踏まえ、既存の施策の充実や関係機関との連携をさらに強化するとともに、身近な地域における生活支援体制の整備を図るなど、地域包括ケアシステムを引き続き深化・推進する必要があります。

2 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくり

本市では、より身近な地域できめ細かな支援を行うため、令和元年度に「匝瑳市西部地域包括支援センター」を飯倉に設置し、「匝瑳市地域包括支援センター」（高齢者支援課内）との2か所体制とし、医療、介護、福祉の包括的支援に努めました。

また、調理が困難な一人暮らし等の高齢者への配食サービス、介護に関する知識や技術などを学ぶための家族介護教室など、高齢者やその家族等への支援に努めました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で、通いの場や各種行事等が中止となるなど、それによる高齢者の閉じこもりや健康への影響が懸念されています。

今後は、引き続き市内2か所の地域包括支援センターによる介護予防や相談支援等を推進するとともに、高齢者の社会参加や生きがいづくりを充実する必要があります。

取組の推進にあたっては、地域の実情を踏まえるとともに、「新しい生活様式」を取り入れるなど、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に配慮することが求められます。

3 高齢者を見守るまちづくり

高齢者虐待防止に関する意識啓発や対応体制の整備、認知症の状態に応じた適切なサービスの提供、成年後見制度の周知及び利用促進、高齢者等あんしん見守りネットワーク事業等に取り組み、高齢者の安全・安心の確保に努めました。

今後は、「市町村成年後見制度利用促進基本計画」に基づき成年後見制度の利用促進に取り組むなど高齢者の権利擁護を推進するとともに、防災・防犯や消費者被害、成年後見制度等の高齢者の安全・安心に関する情報について、関係機関及び住民全体に広く周知されることを目指し、地域全体での高齢者を支援していくネットワークを構築していく必要があります。

4 介護保険サービスの充実

介護保険施設の整備や介護給付等費用の適正化等によるサービスの提供基盤の整備、介護人材の確保や育成、低所得者の保険料軽減の拡充等による費用負担の公正化に取り組み、介護保険サービスを安心して利用できる体制と仕組みづくりの推進に努めました。

今後は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）と現役世代が急減し団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）を見据え、介護保険サービスと生活支援サービスの充実に取り組んでいく必要があります。

(白紙)

第3章 計画の基本的な考え方

(扉裏)

第1節 計画の基本理念

地域で共に支えあい 高齢者の笑顔があふれるまち

現在、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、健康で、生きがいを感じながら、自分らしく、自立して暮らすことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築の推進を進めているところです。

今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢人口がピークを迎え、現役世代の減少が顕著になると予測される令和22年（2040年）に向けて、介護サービス基盤の整備を進めるとともに、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、「人與人」「人と資源」が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

本市では、令和元年度に「第2次匝瑳市総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定しました。前期基本計画では、健康・福祉・医療・介護の各分野が連携しながら、地域全体で一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援ができる環境づくりに努め、生涯にわたって健康や生きがいを感じ、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するとして、健康・福祉・医療・介護分野の基本目標は「生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる」と定められています。

本計画では、市の新たな総合計画の考え方を踏まえ、これまでの基本理念を引き継ぎながら、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目指します。

第2節 計画の基本目標

1 自立した生活を支える地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、医療と介護の連携や関係機関との連携強化を図るとともに、生活支援体制の充実・強化を行います。

また、近年課題となっている、看取りや認知症、災害、感染症などへの対応に関する取組を進め、さらなる在宅医療・介護連携の推進に努めます。

2 介護予防の推進と高齢者の生きがいつくり

高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきとした生活を送ることができるよう、介護予防・重度化防止、生活支援の充実、通いの場や生きがいつくりの場の創出などに取り組みます。

また、介護離職の防止や家族介護者の負担軽減を図るため、在宅継続に向けた家族介護者への支援を行います。

3 高齢者を見守るまちづくり

高齢者が地域で安心・安全に暮らしていけるよう、一人暮らし高齢者の見守りネットワークの構築、高齢者虐待防止の推進等を図るとともに、高齢者が地域の多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送ることのできるまちづくりを推進します。

また、今後全国的に増加が見込まれる認知症高齢者やその家族が安心して生活することができるよう、国の基本指針や「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症に対する理解の促進や権利擁護などに努め、地域全体で認知症高齢者を支えていく支援体制の充実を図ります。

4 介護保険サービスの充実

今後も介護給付費は年々増加することが見込まれるため、適正に要介護認定を行うとともに、適切なケアマネジメント及びサービス提供ができるよう、介護給付の適正化に努めます。

また、利用者のきめ細かなニーズに対応できるよう、サービス提供に必要となる介護人材の確保及び資質の向上並びに業務の効率化及び質の向上に努めます。

第3節 施策体系

(作成中)

参考：前回計画

1 地域包括ケアシステムの構築	施 策
一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していく中で、高齢者が地域で暮らし続けていけるよう、医療と介護の連携や関係機関との連携強化を図るとともに、生活支援体制の充実・強化を行い、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	(1) 在宅医療と介護連携の推進 (2) 関係機関との連携強化 (3) 生活支援体制整備の推進
2 介護予防の推進と高齢者の生きがいがづくり	施 策
高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきとした生活が送れるよう、介護予防や生活支援の充実、高齢者の社会参加や生きがいがづくりの場の創出に取り組み、要介護状態への移行の防止に努めるとともに、在宅継続に向けた介護家族への支援を行います。	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実 (2) 適切な介護予防ケアマネジメント (3) 一般介護予防事業の充実 (4) 高齢者への生活支援の充実 (5) 介護家族に対する支援の充実 (6) 社会参加の促進 (7) 生きがいがづくりの推進
3 高齢者を見守るまちづくり	施 策
高齢者が地域で安心・安全に暮らしていけるよう、一人暮らし高齢者の見守りネットワークの構築、高齢者虐待防止の推進、認知症施策の推進等を図るとともに、高齢者が地域の多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送ることのできるまちづくりを推進します。	(1) 高齢者虐待の防止等高齢者の権利擁護の推進 (2) 認知症施策の推進 (3) 成年後見制度の周知と利用促進 (4) 一人暮らし高齢者を見守る仕組みづくり (5) 安心・安全対策の推進 (6) 匠瑤市版生涯活躍のまちの推進
4 介護保険サービスの充実	施 策
利用者のきめ細かなニーズに対応できるよう、サービス提供体制の確保や質の向上及び介護給付等費用の適正化に努め、介護保険サービスを安心して利用できる体制と仕組みづくりを推進します。	(1) 介護保険サービス提供基盤の充実 (2) 介護支援専門員へのサポートの充実 (3) 介護人材の育成・確保 (4) 費用負担の公平化 (5) 介護給付等費用の適正化

第4節 日常生活圏域の設定

介護保険法による「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性に応じて設定し、その圏域毎に必要な介護サービスを提供する施設の整備とそのサービス見込量等を設定することが必要となります。

「日常生活圏域」は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、介護保険サービス等を提供するための施設状況などを総合的に勘案して、市内を「1 圏域」として設定しています。

本計画においても、地域特性や地理的・社会的条件等の大きな変化は見られないことから、市内を「1 圏域」として設定し、計画の施策・事業を推進します。

なお、本市では、より身近な地域できめ細かな支援を行うため、令和元年度から市内に2か所の地域包括支援センターを設置し、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの切れ目ない提供に努めています。



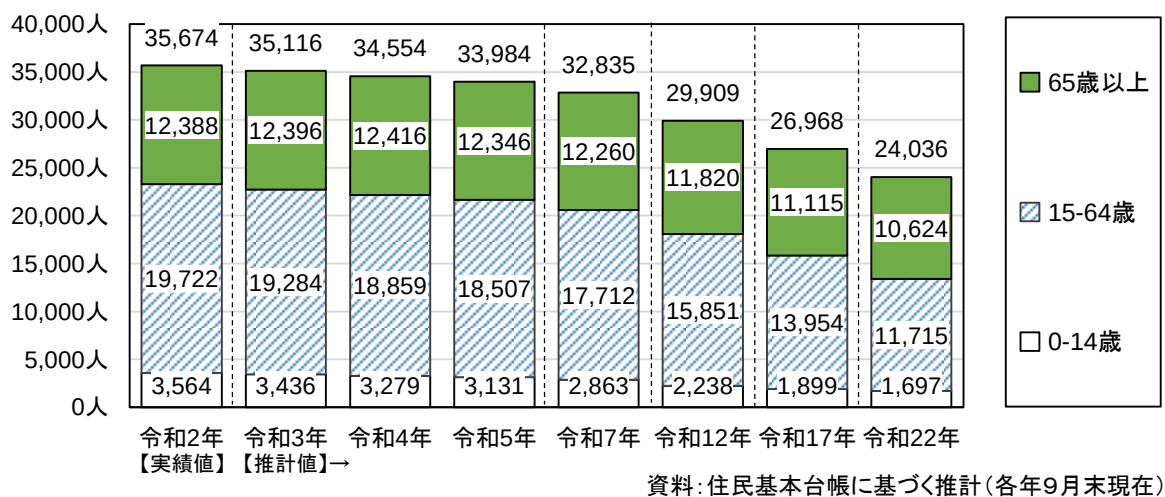
第5節 将来推計

1 推計人口

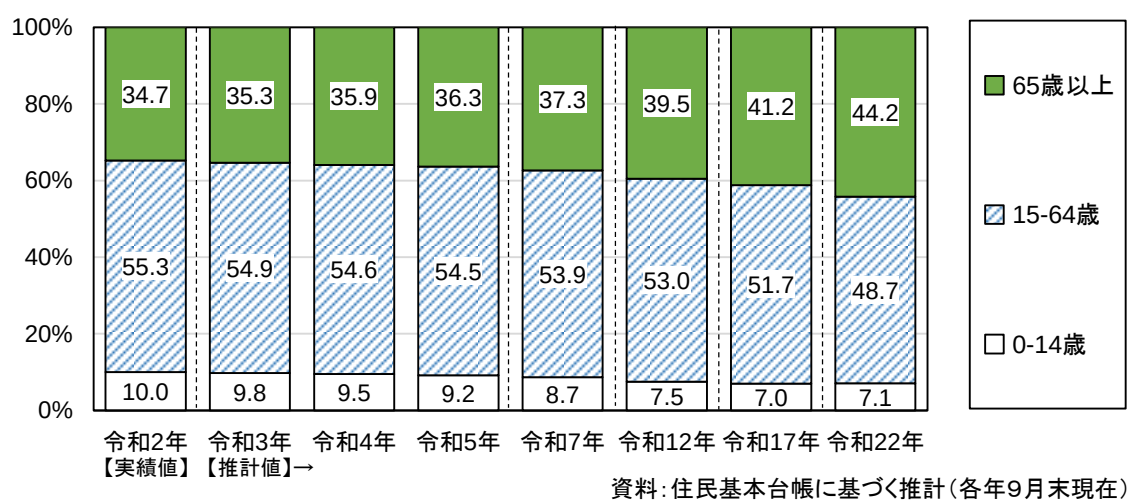
本市の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法）により算出した推計人口をみると、本市の総人口は年々減少し、計画最終年の令和5年には 33,984 人となることが見込まれます。

65 歳以上の高齢者人口は令和4年をピークに減少に転じますが、年少人口と生産年齢人口が一貫して減少することに伴い、高齢化率は増加を続け、令和 17 年には 40%を超え、令和 22 年（2040 年）には 44.2%に達する見通しです。

■ 匠瑤市の推計人口



■ 匠瑤市の推計人口（構成比）



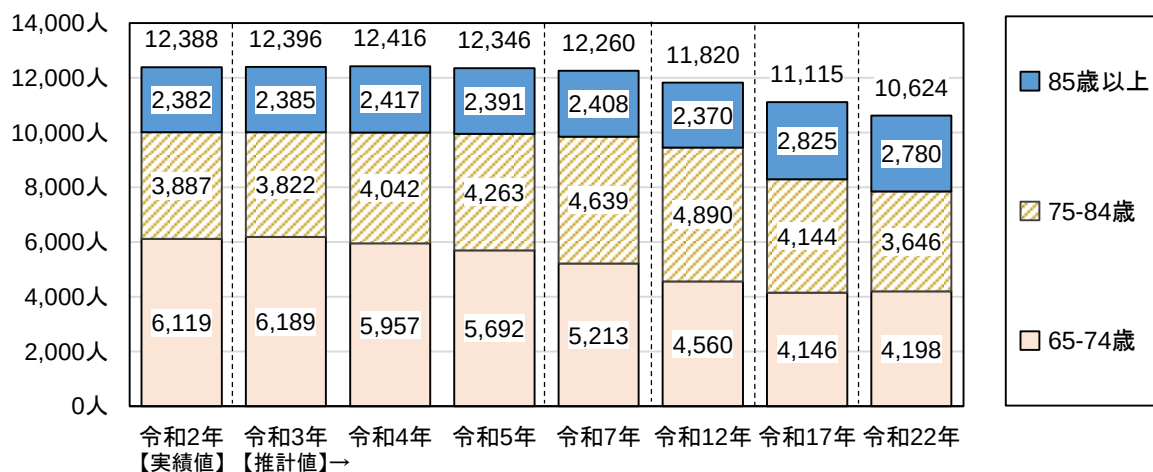
2 高齢者人口の推計

本市の高齢者人口の推計をみると、およそ半数を占める65～74歳の高齢者は令和3年をピークに減少に転じ、令和12年には5,000人を下回りますが、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）には再び増加することが見込まれます。

75～84歳の高齢者は令和12年で最も多く4,890人となり、構成比は全体の41.4%となることが見込まれます。以降は高齢者となる団塊ジュニア世代や85歳以上の高齢者の増加により減少することが見込まれます。

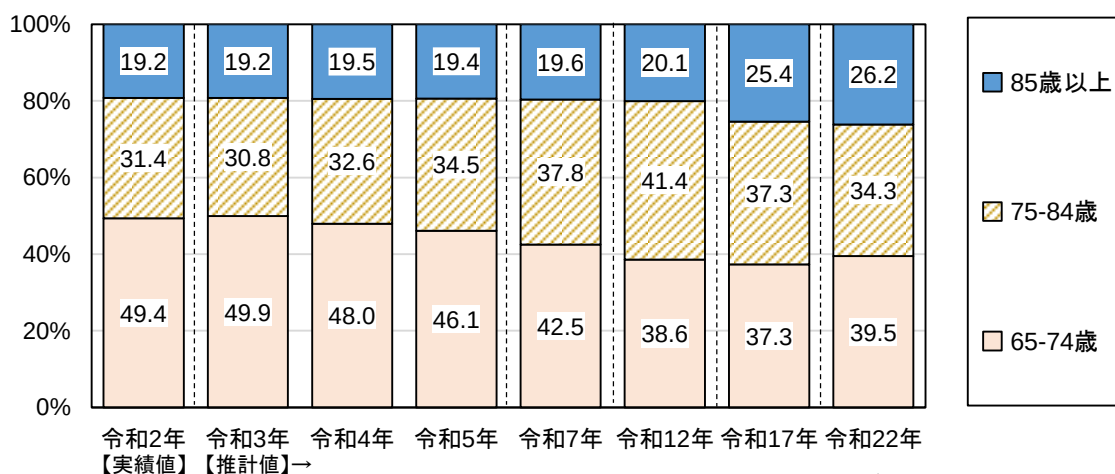
85歳以上の高齢者は令和12年から令和17年にかけて大幅に増加し、令和17年は2,825人となり、構成比は25.4%となることが見込まれます。

■ 匠瑤市の高齢者人口の推計



資料：住民基本台帳に基づく推計（各年9月末現在）

■ 匠瑤市の高齢者人口の推計（構成比）



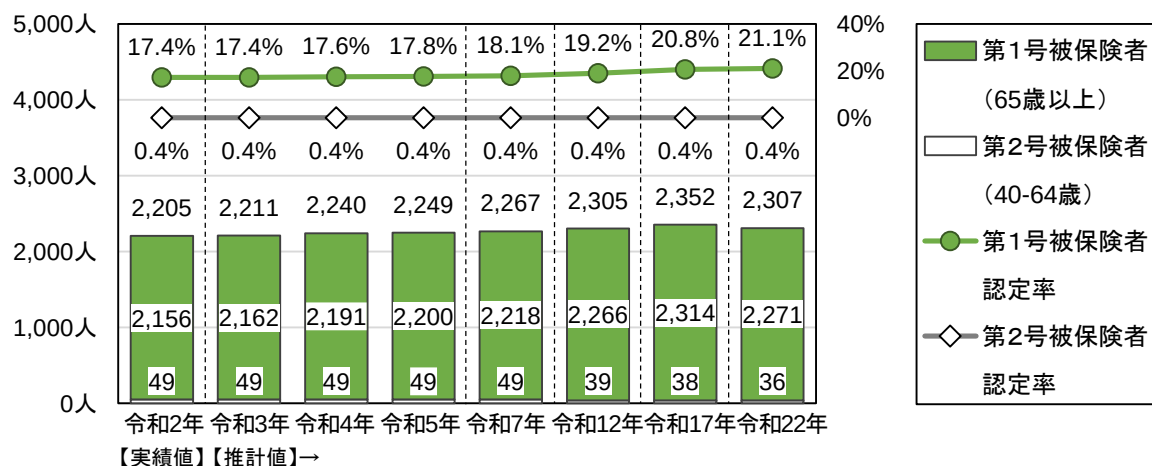
資料：住民基本台帳に基づく推計（各年9月末現在）

3 要支援・要介護認定者の推計

本市の要支援・要介護認定者数の推計をみると、増加傾向で推移し、計画最終年の令和5年には2,249人となり、令和17年にピークを迎え2,352人となることが見込まれます。

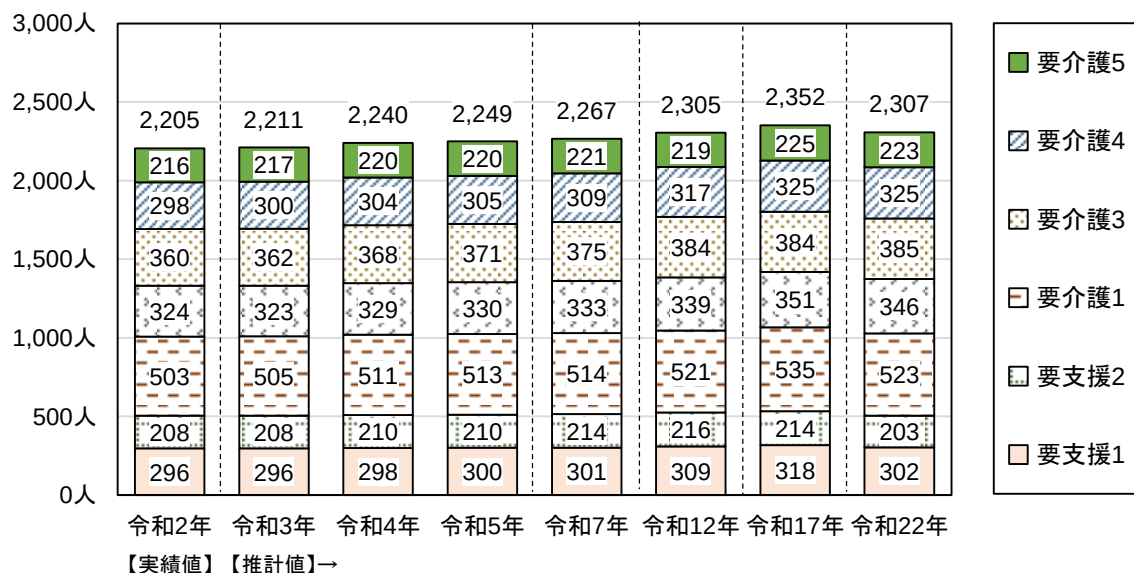
令和22年（2040年）には、認定者数が減少に転じますが、団塊ジュニア世代が高齢者となり、要支援・要介護認定を持たない高齢者が増加することなどが背景として予測されます。

■ 匠瑤市の要支援・要介護認定者数の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計（各年9月末現在）

■ 匠瑤市の要支援・要介護認定者数の推計（要介護度別）

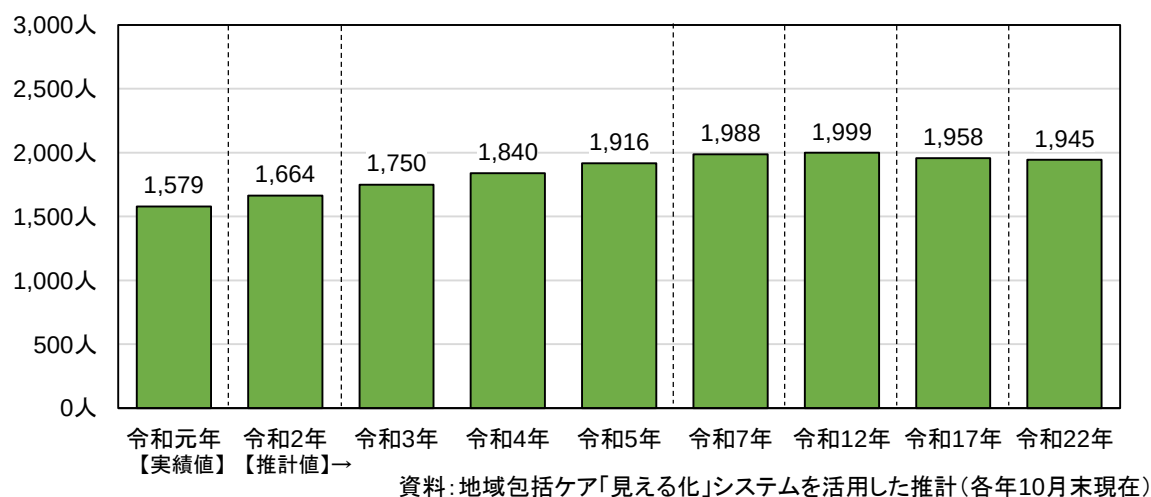


資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計（各年9月末現在）

4 認知症高齢者の推計

本市の認知症高齢者の推計（要支援・要介護認定者に対する認知症高齢者の割合を要支援・要介護認定者の推計人口に乗じて算定）をみると、増加傾向で推移し、計画最終年の令和5年に1,916人となり、75歳以上の後期高齢者数がピークを迎えることが見込まれる令和12年には1,999人となることを見込まれます。

■ 匝瑳市の認知症高齢者の推計



第4章 高齢者福祉施策の推進

(扉裏)

第1節 自立した生活を支える地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、医療と介護の連携や関係機関との連携強化を図るとともに、生活支援体制の充実・強化を行います。

また、近年課題となっている、看取りや認知症、災害、感染症などへの対応に関する取組を進め、さらなる在宅医療・介護連携の推進に努めます。

1 在宅医療と介護連携の推進

(1) 地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関、介護事業者等についての調査結果や市で把握している情報を合わせたマップを活用し、住民や地域の医療・介護関係者への周知を行います。

担当課：高齢者支援課

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療機関や介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等の協議を行います。

担当課：高齢者支援課

(3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

切れ目なく在宅医療と介護サービスが提供される体制の構築に向け、関係者との連携づくりを行います。

担当課：高齢者支援課

(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援

市で作成した情報共有ツールを活用し、地域の医療・介護関係者等の間で、医療、介護等に関する情報を共有し、在宅での看取りや急変時の対応ができるよう支援します。

担当課：高齢者支援課

(5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

医療・介護関係者等の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により連携の取組を支援します。

担当課：高齢者支援課

(6) 医療・介護関係者の研修

地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会や実際が多職種連携の方法等についてグループワーク等の研修を行います。

担当課：高齢者支援課

(7) 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護サービスに関する講演会開催やパンフレットの作成・配布等により、地域住民に在宅医療・介護連携についての周知を図ります。

また、住民に対して「看取り」や「ACP」（アドバンス・ケア・プランニング：希望する医療やケアについて考え、周囲の人と共有する取組）に関する周知を行います。

担当課：高齢者支援課

(8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

同一の2次医療圏や隣接する市町と連携し、広域連携が必要な事項に関し、検討を進めます。

担当課：高齢者支援課

2 関係機関との連携強化

(1) 社会福祉協議会、ボランティア等との協働

社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域福祉を推進する人材の育成に努めます。

また、市社会福祉協議会のボランティアセンターを通じてボランティア活動への参加の呼びかけや講習会を行うとともに、施設や団体等での受入体制の整備を促進します。

担当課：福祉課・高齢者支援課

(2) 地域ケア会議の開催

個別地域ケア会議においては、処遇困難ケースにおける開催のみならず、介護支援専門員が担当する高齢者が、より自立した生活が送れるよう、多職種から助言を得られる「自立支援のための地域ケア会議」を定期開催していきます。

また、個別地域ケア会議を開催していく中で、浮き彫りになった地域課題について地域ケア推進会議等を活用し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

担当課：高齢者支援課

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

多様な生活課題を抱えている高齢者等が地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携体制の構築及び介護支援専門員同士のネットワーク構築を支援していきます。

担当課：高齢者支援課

3 生活支援体制整備の推進

(1) 生活支援コーディネーターの配置

関係者や既存の取組・組織等を活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進するため、生活支援コーディネーターを配置します。

第1層協議体の運営に限らず、小学校区を単位とした協議体の設立支援にも携わります。

担当課：高齢者支援課

■生活支援コーディネーターの人数

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
配置人数(人)		1	2	2	2	2	2

(2) 生活支援体制整備のための協議体の設置

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画による協議体を設置することにより、情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進します。

将来的に小学校区を単位とする協議体を全ての地区に設置することを目指します。

担当課：高齢者支援課

■小学校区を単位とする協議体

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
設置地区(地区)		1	1	2	4	5	6

第2節 介護予防の推進と高齢者の生きがいくくり

高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきとした生活を送ることができるよう、介護予防・重度化防止、生活支援の充実、通いの場や生きがいくくりの場の創出などに取り組みます。

また、介護離職の防止や家族介護者の負担軽減を図るため、在宅継続に向けた家族介護者への支援を行います。

1 介護予防・生活支援サービス事業の充実

(1) 訪問型サービス

要支援者等のホームヘルプサービスについて、対象者が「身体介助が必要な人」、「どうしても継続が必要な人」に限られる従来型に加えて、幅広い利用者のニーズに応えられるよう多様な主体によるサービスを検討します。

例としては、人員配置等の基準を一部緩和したものや、住民主体のもの、ボランティアによる移動支援等があります。

担当：高齢者支援課

■訪問介護相当サービス

区分 \ 年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
1月当たり利用人数(人)	94	90	86	90	100	100

(2) 通所型サービス

要支援者等のデイサービスについて、対象者が「どうしても継続が必要な人」に限られる従来型に加えて、幅広い利用者のニーズに応えられるよう多様な主体によるサービスを検討します。

例としては、人員配置等の基準を一部緩和したミニデイサービスや、住民主体による通いの場づくり、機能訓練等があります。

担当課：高齢者支援課

■通所介護相当サービス

区分 \ 年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
1月当たり利用人数(人)	147	157	133	141	160	160

(3) その他の生活支援サービス

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や住民ボランティア等が行う見守り等があります。

市では、任意事業として配食サービスを既に実施しているため、その効果を見ながら事業の実施方法等適切なあり方を検討します。

担当課：高齢者支援課

2 適切な介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント

(1) 介護予防サービス計画

地域の高齢者ができる限り寝たきり等の要介護状態にならないための適切な介護予防サービスを利用できるよう介護予防プランを作成します。

地域包括支援センターにおいて、介護予防や日常生活支援に向けた適切な介護予防支援を実施します。

担当課：高齢者支援課

■介護予防サービス計画

区分 \ 年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
給付管理数(件)	1,651	1,905	1,700			

(2) 介護予防ケアマネジメント

適切なアセスメントの実施により、利用者の状態を踏まえた目標を設定します。

利用者本人が目標を理解した上で、達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう具体的にサービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成します。

担当課：高齢者支援課

■介護予防ケアマネジメント

区分 \ 年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
給付管理数(件)	1,492	1,564	1,700			

3 一般介護予防事業の充実

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業の一体的な実施に向けて取り組んでいきます。

担当課：市民課・健康管理課・高齢者支援課

(2) 介護予防把握

あらゆる機会や組織からの情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげていきます。

担当課：高齢者支援課

(3) 介護予防普及啓発

65歳以上の全ての高齢者が、介護予防に向けて自主的な取組ができるように、介護予防に関する基本的な知識・情報の普及啓発を行います。

担当課：高齢者支援課

■介護予防普及啓発

区分 \ 年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
啓発人数(人)	1,465	829	400	500	500	500

(4) 地域介護予防活動支援

住み慣れた地域で、自分らしくいきいきとした生活が送れるように、いきいき百歳体操を中心とした身近な地区での住民の自主的な予防活動を支援します。

担当課：高齢者支援課

■いきいき百歳体操の参加人数

区分 \ 年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
参加人数(人)	358	682	682	760	880	1,000

(5) 一般介護予防事業評価

地域のリハビリテーション専門職等と介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証をし、一般介護予防事業の事業評価を行います。

担当課：高齢者支援課

(6) 地域リハビリテーション活動支援

地域における介護予防の取組を機能強化するために、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

担当課：高齢者支援課

4 高齢者への生活支援の充実

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターでは、地域包括ケアシステム構築の中核的な機関として、医療、介護、福祉の包括的支援を目的に事業を推進します。

今後、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等を更に充実するため、関係機関との連携強化や資質向上等必要な体制を強化します。

担当課：高齢者支援課

■地域包括支援センターの設置数

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
設置数(か所)		1	2	2	2	2	2

(2) 総合相談支援

地域の高齢者やその家族に対し、介護保険サービスをはじめ保健福祉サービス、権利擁護、介護予防等の総合的な相談に対応できるように、2か所の地域包括支援センターと3か所の在宅介護支援センターとが連携を密にし、きめ細かな相談支援を行います。

また、総合相談支援窓口の周知・啓発に努めます。

さらに、複合的な課題に対応するために、医療機関や介護保険サービス事業所等との連携を密にし、相談支援体制を強化します。

担当課：高齢者支援課

(3) 外出支援サービス

下肢が不自由なためタクシーやバス等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者に対して、医療機関受診のための送迎をリフト付き車両で行います。

担当課：高齢者支援課

■外出支援サービスの利用

区分 \ 年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用人数(人)	204	195				
延べ利用回数(回)	1,955	1,750				

(4) 訪問理容サービス

理容所に出かけることが困難な寝たきり状態等の高齢者に対し、出張による在宅での理容サービスを行います(散髪料は実費)。

担当課：高齢者支援課

■訪問理容サービスの利用

区分 \ 年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実利用者数(人)	12	13		20	20	20

(5) はり・きゅう・マッサージ等施術の利用助成

70歳以上の高齢者に対し、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受ける際の費用の一部を助成します。

担当課：高齢者支援課

■はり・きゅう・マッサージ等施術の利用助成

区分 \ 年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
助成人数(人)	55	60				
助成回数(回)	387	391				

(6) ショートステイ（介護保険外）

在宅生活が一時的に困難になった高齢者に対して、養護老人ホームでのショートステイにより体調管理を行いながら生活習慣等の指導を行い、在宅生活を長く継続できるよう支援します。

担当課：高齢者支援課

■生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)の利用

区分 \ 年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用人数(人)	6	4				
延べ利用日数(日)	126	70				

5 介護家族に対する支援の充実

(1) 家族介護教室の開催

家族の介護をしている人や介護に関心がある人に対して、介護に関する知識や技術などを学ぶための家族介護教室を開催します。

また、介護者の要望に応えられるよう内容の充実や開催回数の増加に努めます。

担当課：高齢者支援課

(2) 紙おむつの給付

65歳以上で要介護認定を受けている在宅高齢者に対し、紙おむつを現物支給することにより、要介護者又は介護家族の経済的負担の軽減を図ります。

担当課：高齢者支援課

(3) 家族介護慰労金の支給

介護保険サービスを利用せずに在宅で要介護者を介護している家族に対し、精神的及び経済的負担の軽減を図るため、家族介護慰労金を支給します。

担当課：高齢者支援課

6 社会参加の促進

(1) シニアクラブ活動の活性化支援

シニアクラブは、地域の高齢者が生きがいと健康づくり、仲間づくりを基礎に、相互に支え合い、楽しいクラブづくり、社会貢献するクラブづくりを目指して活動しています。

しかし、シニアクラブの現状は、退職年齢の高齢化により構成員の平均年齢が高くなった結果、リーダーの後継者不足や会員数の減少が深刻な課題となっています。

市では、シニアクラブを地域包括ケアシステムにおける支え合いの担い手として地域に欠かせないものとして、若い年齢での加入の推奨や活動の活性化を支援します。

担当：高齢者支援課

■シニアクラブ活動

区分 \ 年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
クラブ数(クラブ)	108	103	104			
会員数(人)	5,167	4,715	4,403			

(2) シルバー人材センターの運営支援

高齢者が働くことを通じて、健康を保持し生きがいを持ち地域社会に貢献するという『自主・自立・共働・共助』の理念を基本としてシルバー人材センターの運営を支援します。高齢者の就業機会の確保に努めます。

担当：産業振興課

7 生きがいづくりの推進

(1) 興味や意欲に応じた学習の場の充実

高齢者が趣味や興味に応じて学習やスポーツ活動に取り組めるよう、市が主催する講座等の内容や広報活動の充実を図り、参加の促進を図ります。

担当：生涯学習課

(2) 高齢者の知識や能力を発揮する場の充実

高齢者の経験や生涯学習等で得た知識や技術を地域活動に還元する取組を進めます。

担当：生涯学習課

（３）集いの場づくりの推進

新たに施設が整備される際に地域交流スペース等の設置を求めています。

また、地域と連携・協力しながら、高齢者が生きがいを持って自主的に体操などの活動を行うことができる「集いの場」づくりを推進します。

担当：高齢者支援課

第3節 高齢者を見守るまちづくり

高齢者が地域で安心・安全に暮らしていけるよう、一人暮らし高齢者の見守りネットワークの構築、高齢者虐待防止の推進等を図るとともに、高齢者が地域の多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送ることのできるまちづくりを推進します。

また、今後全国的に増加が見込まれる認知症高齢者やその家族が安心して生活することができるよう、国の基本指針や「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症に対する理解の促進や権利擁護などに努め、地域全体で認知症高齢者を支えていく支援体制の充実を図ります。

1 高齢者虐待の防止等高齢者の権利擁護の推進

(1) 高齢者虐待防止に関する意識啓発

広く市民や各種団体、関係機関等に対し、広報、ホームページ、パンフレット等を通して高齢者虐待について周知するとともに、高齢者虐待防止・早期発見のために地域でできることについて啓発を行い、高齢者の人権や虐待防止の意識を高めます。

担当課：高齢者支援課

(2) 虐待対応体制の整備

高齢者虐待を防止するために、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき虐待防止の普及啓発を行い、虐待予防や早期発見を行うとともに、適切・迅速な支援に向けて、相談体制の充実に努めます。

担当課：高齢者支援課

(3) 高齢者虐待防止ネットワークづくり

高齢者虐待の防止や早期発見、適切な支援を行うため、高齢者の権利擁護を協議するネットワークを構築し、関係機関や諸団体との連携協力体制を整備します。

担当課：高齢者支援課

(4) 消費者被害の発生予防と支援体制の整備

地域の高齢者が悪質な訪問販売等の被害に遭わないために、高齢者に多い消費者トラブルや対処法について啓発するとともに、相談があった場合には、関係機関と連携して早期解決及び再発防止に努めます。

担当課：高齢者支援課・産業振興課

2 認知症施策の推進

(1) 正しい知識の普及啓発・認知症予防

認知症の人が地域で安心して暮らしていけるよう、「認知症サポーター養成講座」及び「認知症ジュニアサポーター養成講座」に取り組み、認知症に対する誤解や偏見をなくし、地域全体で支えられる体制を整備します。

また、認知症予防の生活習慣が身につくように認知症予防の講演や教室を開催し、正しい知識の普及啓発を図ります。

担当課：高齢者支援課

(2) 認知症の状態に応じた適切なサービスの提供

千葉県認知症コーディネーターや認知症地域支援推進員と連携して認知症ケアパスの普及を行います。

また、認知症の状態に応じた適切なサービス提供に向け、携わる多職種が認知症の支援について共通理解を深めていけるよう、理解促進を図ります。

担当課：高齢者支援課

(3) 認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チームの機能を充実させ、認知症の人やその家族に対し、初期段階で包括かつ集中的な支援を行っていきます。

また、認知症初期集中支援チーム検討委員会を置き、活動状況及び認知症施策の検討を行っていきます。

担当課：高齢者支援課

(4) 認知症高齢者 SOS ネットワーク事業

認知症高齢者が徘徊等により所在不明になった際、関係団体等との連携による早期発見に努めます。

また、徘徊のおそれのある高齢者の情報の事前登録を推進します。

担当課：高齢者支援課

(5) 認知症の人及び家族への支援の推進

ボランティア団体等が主催する認知症カフェの活動支援を実施します。

また、認知症の人を介護する家族等を支えるための集いを開催します。

担当課：高齢者支援課

(6) チームオレンジの開設

認知症サポーターがさらなるステップアップを図り、認知症の人や家族に対する支援を進めるため、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーター等をつなげる「チームオレンジ」の設置に向けて取り組んでいます。

担当課：高齢者支援課

3 成年後見制度の周知と利用促進

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援していく制度です。

今後、認知症高齢者、身寄りのない高齢者や虐待を受ける高齢者が増加することが予想され、成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。

(1) 成年後見制度の周知

認知症等の理由で判断能力の不十分な方々を、悪徳商法の被害から保護したり、財産管理や契約行為等を支援したりするため、関係機関や諸団体、市民に対し、チラシやパンフレットを活用し成年後見制度の周知を図ります。

担当課：福祉課・高齢者支援課

(2) 相談窓口の充実

成年後見制度の対象者の早期段階での発見・支援及び制度の利用促進を図るため、関係機関との連携を強化するとともに地域包括支援センター等の相談窓口の充実に努めます。また、申し立てについての相談支援を行います。

担当課：福祉課・高齢者支援課

■成年後見制度相談件数

指標	現状(令和2年度)	目標(令和5年度)
相談件数(件)	25件／年	35件／年

(3) 市長申し立て

成年後見人、保佐人及び補助人が必要でありながら親族等に申し立てを行う人がいない場合は、市長による審判請求を行います。その際、成年後見人等に報酬を支払うことが困難な者には助成金を支給します。

担当課：福祉課・高齢者支援課

(4) 市民後見人の養成

需要の増大が見込まれる成年後見制度に対応するために、市民後見人の必要性が高まっています。銚子市、旭市及び一般社団法人東総権利擁護ネットワークとの連携により市民後見人の育成を推進します。

担当課：福祉課・高齢者支援課

(5) 地域連携ネットワーク及び中核機関の構築

地域連携ネットワーク及び中核機関は、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を有することが求められています。

地域連携ネットワークについては、地域ケア個別会議などのケース会議のメンバーを「チーム」として、地域ケア推進会議を「協議会」と位置づけ、この二つの基本的仕組みにより構築していきます。

法律・福祉等の専門知識を持ち地域における課題も含めた様々なケースにも対応し得る中核機関については、千葉家庭裁判所八日市場支部の協力を基に近隣市町と連携を取り、早期の整備を目指します。

担当課：福祉課・高齢者支援課

4 一人暮らし高齢者を見守る仕組みづくり

(1) 高齢者等あんしん見守りネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の人々や日ごろ付き合いがある関係機関等の声かけ、訪問等により、早期に異変が発見される仕組みづくりが大切です。市では協力事業者と相互に連携して高齢者等あんしん見守りネットワークを構築して、高齢者等の異変を速やかに発見し、適切な支援を図っていきます。

担当課：高齢者支援課

■高齢者等あんしん見守りネットワーク事業

区分 \ 年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
協力事業者数(社)	17	17	17	18	19	20

(2) 緊急通報装置貸与事業

65 歳以上の一人暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病等で緊急に他の者の援助が必要となった場合の迅速な対応を図ります。

担当課：高齢者支援課

■緊急通報装置貸与事業

区分 \ 年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
貸与台数(台)	105	100				

(3) 配食サービス

食事の調理が困難な一人暮らし等の高齢者に対して、バランスのとれた食事を宅配し、低栄養状態を改善するとともに安否確認を行います。

担当課：高齢者支援課

■配食サービスの利用

区分 \ 年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用人数(人)	27	37				
延べ配食数(食)	1,192	1,562				

(4) 救急医療情報キット配布事業

一人暮らし高齢者等に対し、救急時に必要な、かかりつけ医療機関等の情報を保管することができる救急医療情報キットを配布します。

担当課：高齢者支援課

5 安心・安全対策の推進

(1) 防災知識の普及及び情報提供

様々な機会を捉えて防災知識の普及啓発に取り組み、市民の防災意識の高揚を図ります。

また、消防署と連携を取りながら防災に関する情報提供を推進し、火事や災害が起きた際に適切かつ迅速に行動できるよう指導します。

担当課：総務課・高齢者支援課

（２）防犯知識の普及

特に高齢者の被害が多い振り込め詐欺等防犯に関する情報提供を充実し、防犯意識の醸成を図ります。

また、警察署及び防犯協会との連携強化を図るとともに、自主組織の育成支援等、地域ぐるみでの防犯活動を促進します。

担当課：環境生活課

（３）交通安全対策の充実

高齢者を対象とした交通安全教室を開催する等、交通安全意識の普及・啓発に努めます。

また、高齢ドライバーの運転免許証の自主返納を推進するため、市内循環バスの運賃割引を行います。

担当課：環境生活課

（４）避難行動要支援者の把握と対策

要介護高齢者等の災害が発生したときに自力で避難することが困難で支援を必要とする人を把握し、避難行動要支援者名簿を作成します。

民生委員等のコーディネーターが中心となってあらかじめ個別計画を策定し、災害時における避難行動支援、安否確認、避難後の対応を行います。

担当課：福祉課・総務課・高齢者支援課

（５）新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症の流行により、「新しい生活様式」を踏まえた地域の支え合いや介護事業所等における感染防止対策、感染発症時の利用者のサービス確保、事業者間の連携支援体制等について、地域の実情に応じて検討します。

また、その他の感染症についても、日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発や訓練の実施、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等について検討します。

担当課：健康管理課・高齢者支援課

6 匝瑳市版生涯活躍のまちの推進

「生涯活躍のまち」構想は、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の多世代の住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すものです。本市では、社会福祉法人九十九里ホームと連携しながら、飯倉駅前地区に、認定こども園、特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、地域交流施設等の整備を図ることにより、新たな地域の雇用を創出するとともに、都市部の中高年齢者や地域の人々にとって魅力のある事業や地域のにぎわいを増やすための事業を行ってきました。

令和3年度にサービス付き高齢者向け住宅と地域交流センター（仮称）が開設する予定です。

担当課：企画課

第4節 介護保険サービスの充実

今後も介護給付費は年々増加することが見込まれるため、適正に要介護認定を行うとともに、適切なケアマネジメント及びサービス提供ができるよう、介護給付の適正化に努めます。

また、利用者のきめ細かなニーズに対応できるよう、サービス提供に必要となる介護人材の確保及び資質の向上並びに業務の効率化及び質の向上に努めます。

1 介護保険サービス提供基盤の充実

(1) 広報の充実

高齢者やその家族に介護保険制度の内容・利用の方法等が十分に理解されるよう、広報の充実に努めます。

担当課：高齢者支援課

(2) サービス提供事業者情報の公表

介護保険法による指定を受けた介護サービス事業所の一覧について、厚生労働省が管理運営し、事業者の概要や特色、運営状況等が確認できる「介護サービス情報公表システム」や、千葉県が管理運営し、千葉県内の同法による指定を受けた介護サービス事業所を掲載している「ちば福祉ナビ」を市のホームページから閲覧できるようにします。

担当課：高齢者支援課

(3) 事業者に対する指導・助言

介護サービスに関する苦情・通報等については、適切な状況把握及び分析を行い、必要に応じて介護サービス事業者に対して指導・助言を行います。

また、介護サービス事業者による不正行為を未然に防止するため、介護サービス事業者に対し、法令等を遵守するための業務管理体制に関する監督を行います。

担当課：高齢者支援課

(4) 介護サービス提供中の事故への適切な対応の促進

事故が発生した場合は、事業所から事故の概要や、事故に対する対応、再発防止に向けての今後の取組等について報告を求め、事故の再発防止につなげます。

担当課：高齢者支援課

(5) 立入調査権の効果的な行使

地域密着型サービス事業所や、居宅介護支援事業所を中心に、制度改正等に関する説明を行う「集団指導」を実施します。

また、サービスの取扱い及び介護報酬請求等に関することについて事業所及び従事者に対し周知を行う「実地指導」を計画的に実施するとともに、必要に応じて「監査」を実施します。

担当課：高齢者支援課

(6) 介護保険施設等の整備

定員 100 床の老人福祉施設が平成 31 年 4 月に 1 か所開設しました。第 7 期計画中に公募によりグループホームと定期巡回・随時対応型訪問介護看護の選定を行い、令和 3 年 4 月に 2 ユニット 18 名のグループホーム 1 か所が開設され、令和 4 年 1 月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護が開設します。

担当課：高齢者支援課

(7) 介護保険法以外の高齢者施設の設置

自立して生活することに不安がある、あるいは要介護度が低い高齢者向けの施設に下表のものがあります。

施設を主管する県との情報連携を強化して、施設の適切な設置に努めます。

担当課：都市整備課・高齢者支援課

■設置状況及び予定

施設の種類	単位	令和2年度末 現在(見込み)	設置予定		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
有料老人ホーム	箇所 (定員)	0	0	0	0
軽費老人ホーム	箇所 (定員)	1 (50)	0	0	0
サービス付き高齢者向け住宅	箇所 (定員)	1 (12)	1 (49)	0	0
養護老人ホーム	箇所 (定員)	1 (50)	0	0	0

2 介護支援専門員へのサポートの充実

(1) 介護支援専門員の資質向上

居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と協働し、適切なケアマネジメントに資する研究や研修を支援します。

担当課：高齢者支援課

(2) 介護支援専門員に対する相談・支援

個々の介護支援専門員が抱える困難事例への対応として、地域ケア会議の開催支援、サービス担当者会議の開催支援等を行います。

また、一人体制の介護支援専門員同士の相談会を開催し、サポートします。

担当課：高齢者支援課

3 介護人材の育成・確保

(1) 事業者間の情報交換や研修等開催の充実

千葉県福祉人材確保・定着海匝地域推進協議会を通して、県や関係機関と連携しながら講演会等を実施し、介護人材の定着を図ります。

担当課：高齢者支援課

(2) 新たな人材の確保

介護に従事する人材の不足が見込まれるため、介護職員初任者研修の受講費用助成等を行い、新たな人材の就業を促進します。

担当課：高齢者支援課

(3) 介護サービス事業者の雇用支援

匝瑳市雇用促進協議会と連携して合同就職説明会及び面接会を開催する等、介護職の雇用機会の確保を図ります。

担当課：産業振興課

4 低所得者への負担軽減

(1) 低所得者の保険料軽減

介護サービス給付費や地域支援事業費の財源である 50%の公費負担分に加えて新たに別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減を図ります。

その保険料軽減に係る費用については、国、県及び市で負担します。

担当課：高齢者支援課・市民課

(2) 社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減事業

- ・社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減事業

担当課：高齢者支援課

5 介護給付等費用の適正化

(1) 要介護認定の適正化

本市が指定居宅介護支援事業所等に委託した認定調査は、認定研修を受けた本市の職員が認定調査票等の点検をおこないます。

本市の職員が行う調査については、職員間で判断が統一されるよう指導・研修等を実施します。

一次判定から二次判定の軽重度変更率の匝瑳市介護認定審査会での合議体間の格差等の分析を行い、分析結果を匝瑳市介護認定審査会委員へ情報提供することで合議体における審査基準の平準化を図ります。

担当課：高齢者支援課

(2) ケアプランの確認

居宅支援事業所に対する介護給付費適正化ソフトのヒアリングシートを利用したケアプランの確認を行います。

担当課：高齢者支援課

(3) 住宅改修等の点検

申請書類から現状が分かりにくいケースについて、地域包括支援センター職員又は介護支援専門員と一緒に訪問し、住宅改修の必要性を確認し、必要な場合は業者にも同行を要請します。

軽度者の福祉用具貸与に関する市確認部分は、書類提出を求めるとともに、必要に応じてサービス担当者会議に参加します。

担当課：高齢者支援課

(4) 介護給付費通知

利用者にサービス実績を通知し、実際に利用したサービスとの整合性を確認してもらうことで、事業者による不正請求の防止及び過剰なサービスの抑制を図ります。

担当課：高齢者支援課

(5) 縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会の審査情報を基に、重複請求等を点検し、誤った請求を是正します。

担当課：高齢者支援課

■介護給付費適正化事業

区分 \ 年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
要介護認定の適正化(件)	100	100	100	100	100	100
ケアプランの点検(回)	4	4	4	4	4	4
住宅改修等の点検(件)	4	4	4	4	4	4
介護給付費通知(回)	2	2	2	2	2	2
縦覧点検・医療情報との突合(回)	0	0	0	4	4	4

(白紙)

第 5 章 介護保険事業の推進

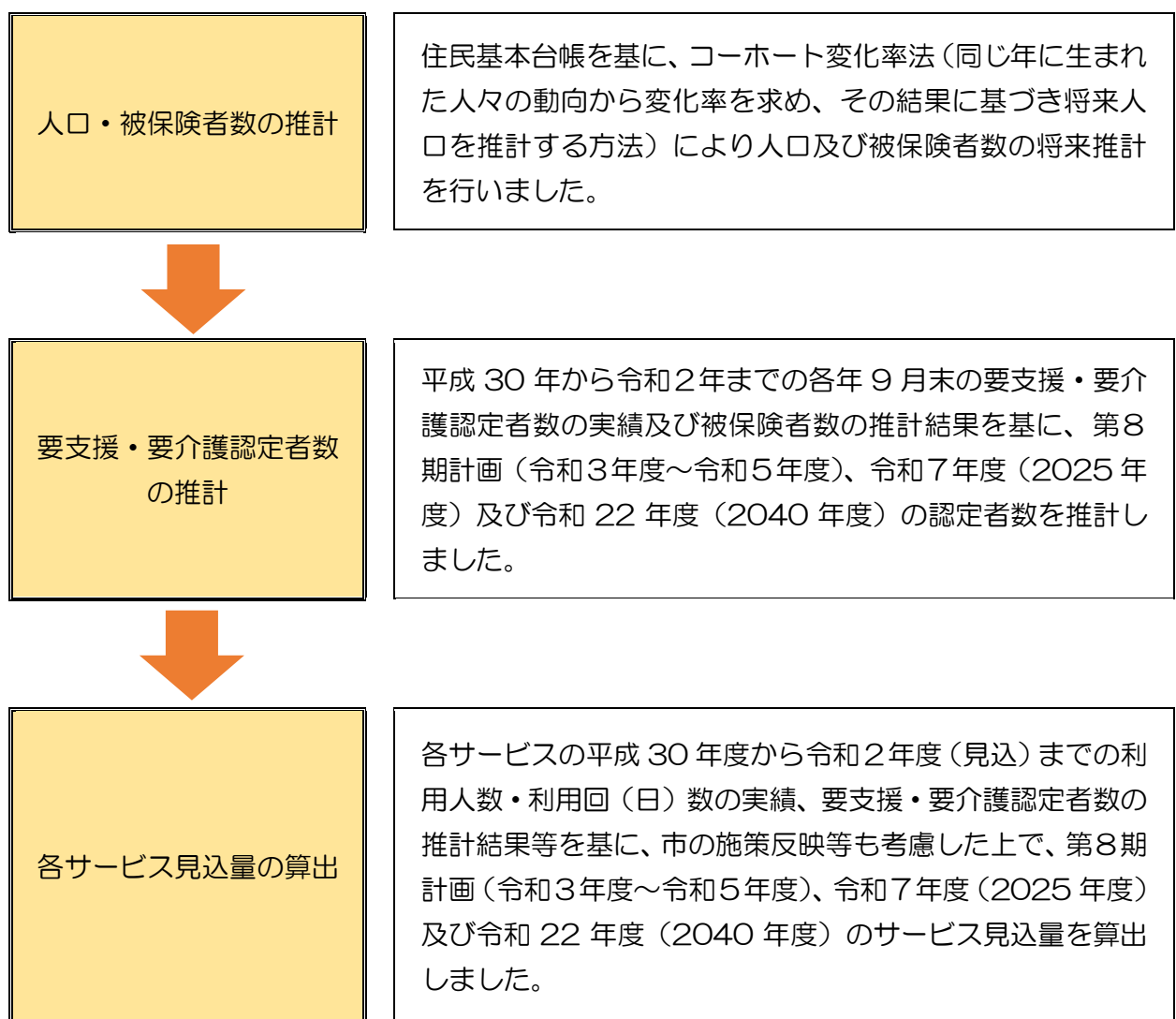
(扉裏)

第1節 推計の手順

1 地域包括ケア「見える化」システムによる将来推計

第8期計画（令和3年度～令和5年度）、令和7年度（2025年度）及び令和22年度（2040年度）の介護保険サービス量は、「地域包括ケア「見える化」システム」を用いて、次のようなステップを経て算出、検討を加え確定しました。

■サービス見込量の推計手順



2 被保険者数の推計

本市の第8期計画及び中長期の被保険者数の推計は次の通りです。

中長期の推計値については、本計画策定時の参考値とし、次期計画の策定時等に改めて本市の現状に基づく将来推計を行うものとします。

■被保険者数の推計

	実績	第8期計画			中長期			
	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和12 年度	令和17 年度	令和22 年度
総人口(人)	35,674	35,116	34,554	33,984	32,835	29,909	26,968	24,036
第1号被保険者	12,388	12,396	12,416	12,346	12,260	11,820	11,115	10,624
65～74歳	6,119	6,189	5,957	5,692	5,213	4,560	4,146	4,198
75～84歳	3,887	3,822	4,042	4,263	4,639	4,890	4,144	3,646
85歳以上	2,382	2,385	2,417	2,391	2,408	2,370	2,825	2,780
第2号被保険者	11,987	11,790	11,587	11,478	11,106	10,006	8,963	8,151
高齢化率(%)	34.7%	35.3%	35.9%	36.3%	37.3%	39.5%	41.2%	44.2%

3 要支援・要介護認定者数の推計

本市の第8期計画及び中長期の要支援・要介護認定者数の推計は次の通りです。

被保険者数の推計と同様に、中長期の推計値については、本計画策定時の参考値とし、次期計画の策定時等に改めて本市の現状に基づく将来推計を行うものとします。

	実績	第8期計画			中長期			
	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和12 年度	令和17 年度	令和22 年度
要支援1	296	296	298	300	301	309	318	302
要支援2	208	208	210	210	214	216	214	203
要介護1	503	505	511	513	514	521	535	523
要介護2	324	323	329	330	333	339	351	346
要介護3	360	362	368	371	375	384	384	385
要介護4	298	300	304	305	309	317	325	325
要介護5	216	217	220	220	221	219	225	223
合 計	2,205	2,211	2,240	2,249	2,267	2,305	2,352	2,307

第2節 介護サービス給付の推移と見込み

1 介護保険で利用できるサービス

サービス名		予防給付	介護給付
		要支援1、2	要介護1～5
居宅サービス	(1) 訪問介護		○
	(2) 訪問入浴介護	○	○
	(3) 訪問看護	○	○
	(4) 訪問リハビリテーション	○	○
	(5) 居宅療養管理指導	○	○
	(6) 通所介護		○
	(7) 通所リハビリテーション	○	○
	(8) 短期入所生活介護	○	○
	(9) 短期入所療養介護	○	○
	(10) 特定施設入居者生活介護	○	○
	(11) 福祉用具貸与	○	○
	(12) 特定福祉用具販売	○	○
	(13) 住宅改修	○	○
	(14) 介護予防支援・居宅介護支援	○	○
地域密着型サービス	(15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○
	(16) 夜間対応型訪問介護		○
	(17) 小規模多機能型居宅介護	○	○
	(18) 認知症対応型通所介護	○	○
	(19) 認知症対応型共同生活介護	○	○
	(20) 地域密着型特定施設入居者生活介護		○
	(21) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		○
	(22) 看護小規模多機能型居宅介護		○
	(23) 地域密着型通所介護		○
施設サービス	(24) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		○
	(25) 介護老人保健施設		○
	(26) 介護療養型医療施設		○
	(27) 介護医療院		○

2 居宅サービスの実績と見込

(1) 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。通院等を目的とした乗降介助も利用できます。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	回／年								
	人／月								

(2) 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
予防給付	回／年								
	人／月								
介護給付	回／年								
	人／月								

(3) 訪問看護

疾患等を抱えている人について、看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
予防給付	回／年								
	人／月								
介護給付	回／年								
	人／月								

(4) 訪問リハビリテーション

心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
予防給付	回／年								
	人／月								
介護給付	回／年								
	人／月								

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
予防給付	人／月								
介護給付	人／月								

(6) 通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための支援を日帰りでを行います。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	回／年								
	人／月								

(7) 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
予防給付	人／月								
介護給付	回／年								
	人／月								

(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等が短期間の入所を受け入れ、食事、入浴等の日常生活上の支援や機能訓練等を提供します。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
予防給付	回／年								
	人／月								
介護給付	回／年								
	人／月								

(9) 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設等が短期間の入所を受け入れ、日常生活上の支援や機能訓練、医療的に見た治療や療養、看護等を提供します。

■実績値と計画値【老人保健施設】

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
予防給付	回／年								
	人／月								
介護給付	回／年								
	人／月								

(10) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、食事、入浴等の日常生活上の支援や機能訓練等を提供します。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
予防給付	人／月								
介護給付	人／月								

(11) 福祉用具貸与

日常生活を助けるための福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与します。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
予防給付	人／月								
介護給付	人／月								

(12) 特定福祉用具販売〈福祉用具購入費の支給〉

入浴や排泄等に使用する福祉用具を購入した場合に、10万円（保険給付は9万円）を上限額として福祉用具購入費を支給します（申請が必要です。）。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
予防給付	人／月								
介護給付	人／月								

(13) 住宅改修費

手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修をした場合に、20 万円（保険給付は 18 万円）を上限額として住宅改修費を支給します（申請が必要です。）。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
予防給付	人／月								
介護給付	人／月								

(14) 介護予防支援・居宅介護支援

居宅サービスを適切に利用できるようにケアプランの作成と調整、事業所等と連絡を行う等の支援を行います。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
予防給付	人／月								
介護給付	人／月								

3 地域密着型サービスの実績と見込

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて定期的な巡回や随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や看護を行います。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人／月								

（２）夜間対応型訪問介護

夜間帯に、定期的な巡回や随時の対応による訪問介護を行います。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人／月								

（３）小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせ、1つの事業所で多機能な介護（介護予防）サービスを提供します。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
予防給付	人／月								
介護給付	人／月								

（４）認知症対応型通所介護

認知症の高齢者を対象に、デイサービスを行う施設等で、日常生活上の世話や機能訓練等の介護（介護予防）サービスを提供します。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
予防給付	回／年								
	人／月								
介護給付	回／年								
	人／月								

(5) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者を対象に、共同生活する住居で、日常生活上の世話や機能訓練等の介護（介護予防）サービスを提供します。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
予防給付	回／年								
	人／月								
介護給付	回／年								
	人／月								

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の特定施設のうち、入居定員が 29 人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人に、日常生活上の世話や機能訓練等の介護サービスを提供します。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人／月								

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人に、日常生活上の世話や機能訓練等の介護サービスを提供します。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人／月								

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、介護と看護の一体的サービスの提供を受けることができます。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人／月								

(9) 地域密着型通所介護

入所定員が 18 人以下の小規模な通所介護施設で食事、入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための支援を日帰りで行います。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	回／年								
	人／月								

4 施設サービスの実績と見込

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で居宅での生活が困難な方の入所を受け入れ、日常生活上の支援や機能訓練、療養上の世話等を提供します。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人／月								

（２）介護老人保健施設（老人保健施設）

在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人／月								

（３）介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方の入所を受け入れ、機能訓練や医療、介護等を提供します。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人／月								

（４）介護医療院

日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設において、医療と介護を一体的に提供します。

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人／月								

第3節 地域支援事業の事業内容

区分	事業
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業
	訪問型サービス
	通所型サービス
	生活支援サービス
	介護予防支援事業(ケアマネジメント)
	一般介護予防事業
	介護予防把握事業
	介護予防普及啓発事業
	地域介護予防活動支援事業
	一般介護予防事業評価事業
	地域リハビリテーション活動支援事業
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業
	総合相談・支援事業
	権利擁護事業
	包括的・継続的ケアマネジメント事業
	地域ケア会議の体制整備
	在宅医療・介護連携の推進
	認知症施策の推進
	生活支援サービスの体制整備
任意事業	介護給付費適正化事業
	家族介護支援事業
	その他の事業

第4節 第8期計画の介護事業費の見込みと保険料

(算定中)

- 1 標準給付費見込額**
- 2 地域支援事業費見込額**
- 3 第1号被保険者の保険料**
- 4 第8期計画における第1号被保険者の保険料算出の流れ**

第6章 計画の推進

(扉裏)

第1節 計画の推進体制

1 計画の点検・評価

本計画の進行管理にあたっては、自己評価を行うとともに、「匝瑳市介護保険運営協議会」において、計画の進捗状況を定期的に点検及び評価し、計画の推進に際しての課題の抽出とその対応策の検討を行います。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の進捗状況や事業内容等については、自己評価を行うとともに、「匝瑳市地域包括支援センター運営協議会」において、点検及び評価を行います。

介護保険の運営状況については、市のホームページや広報そうさ等で広く市民にお知らせしていきます。

2 関係機関等との連携

本計画及び関連する個別計画の進行管理については、庁内関係部局との連携により、現況調査を実施し、計画の進捗状況と改善点を把握します。

また、外部の関係機関の協力を仰ぎ、進捗状況の確認とともに制度改正や時代潮流に伴う新たな課題の共有化を図る等、本計画の着実な推進に向けた幅広い協力体制の構築に努めます。

3 地域との連携

市民が福祉サービスの利用者としてだけでなく、福祉の担い手として主体的に活動する地域づくりを目指して、地域活動や住民ボランティアとの連携を一層強化し、各地区の意見や実情を十分に反映させた施策推進を図ります。

4 保険者機能強化推進交付金等の活用

平成30年度より、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。

また、令和2年度には、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組について更なる推進を図るため、新たな予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

本市では、これらの交付金を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組を推進するとともに、新たな事業展開を含めて、各種取組の一層の強化を図ります。

また、県の支援や助言を踏まえながら、交付金の評価結果を活用して、本市の実情及び地域課題を分析するとともに、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた必要な取組を推進します。

(白紙)

資料編

(扉裏)

策定の経過

(作成中)

匝瑳市介護保険運営協議会委員

(作成中)

用語解説

(作成中)

第8期 匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

そうさスマイルシニアプラン

【令和3年度～令和5年度】

発行：令和3年3月

編集：匝瑳市高齢者支援課

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ 793-2

電話 0479-73-0033